

中世及び近代初期イギリス議会の特質

——イギリス議会史の再検討——

堀 江 洋 文

1996年8月、19世紀以降穏健社会主義を主唱し現在はイギリス労働党左派の流れをくむフェビアン協会が小冊子を発行し、その中で君主制抜本改革案とでも言える王室の存続の可否を国民投票にかけるとの提案を行ったが、ブレア党首の下、次期総選挙で政権奪回をねらう労働党執行部は、そのような「異端的」見解から距離を置こうと必死に党としての立場の弁明を行った。いずれにせよ、このところスキャンダル続きの英国王室に対する国民の態度には、ほんの10年前と比べても大きな変化が見られ、1936年のエドワード8世退位問題以来というこのような危機的状況は単に王室のプライベートな問題の域にとどまらず、立憲君主政体をとるイギリスの政治社会の根本をも揺がす大きな危険をはらんでいると言ってよい。例えば最近議論となっている議会が設定する王室費(civil list)にしても、その議論には近代初期以降の王室と議会との関係という憲政上の問題が色濃く影響を及ぼしている¹⁾。即ち、王室は王室費を通して経済的には議会に完全に依存すべきであり、王室領から直接収入を得るべきではないとの考え方である。そこでは王室を議会の監視の下に置いておこうとする、英国史に於ける議会 vs 王室という旧来の図式が前提となっている。このようなイギリス議会の発展を王室の権限の制約という側面からとらえる見解が正確かどうか、ここ15年程の間にテューダー史の専門家の間でもそのような見解を疑問視する論文がかなり出版されるようになった。本稿に於ては、長い間議会政治の模範とされてきたイギリス議会が形成される上で、最も重要な一段階と思われるテューダー期に焦点を合わせ、テューダー議会の特質を明らかにしていきたい。特に、王室との関係、

議会構成員、議会審議の進め方等憲政上と実際の議会運営上の両方の側面から、問題点に注目してみたい。

長いイギリス憲政史の中で、テューダー朝期はそれ程注目されてこなかったと言って過言ではない。高校世界史の教科書、参考書等でも、大憲章を無視しオックスフォード条項 (Provision of Oxford) の廃棄を企てたヘンリー3世 (1216—72) に対し、シモン・ド・モンフォールは1265年に議회를王に召集させ、これがイギリス議会の起源となったと紹介した後、エドワード1世 (1272—1307) の模範議会 (Model Parliament) 開会、二院制の成立で中世議会史の解説を終える。その後テューダー朝期の「議会停滞期」を飛び越したあと、ステュアート期に於ける王権と議会の「対立期」に議会の発展を重ね合わせるというのが一応の定番である。そこでは「大抗議」(1621)、権利の請願 (1628) 及び内乱 (ピューリタン革命) を経たあと、政党の出現によるイギリス議会政治の発展へと議論が展開されていく。

さて、このような従来の歴史描写は、イギリス議会史研究の最近の研究成果によって少なくとも2つの点で修正を求められていると考えられる。第1に、議会の発展は、王権と議会の対立 (conflict) とその結果としての議会側の勝利という図式だけで、理解されるべきでないということである。このような一種のホイッグ的歴史解釈は、近代初期の政治社会を適切に描写したとは言いがたい。故エルトン (G. R. Elton) 等が指摘しているように、現在の視点で過去を見るこのようなホイッグ史観からイギリス議会史研究も大きく影響を受け、専制君主に対して自由を擁護する議会というイメージは、代表制民主主義の発展に伴って、特に「民主主義国」アメリカに於て強く支持されていったのである。そして、イギリス史学会の重鎮スタブス (W. Stubbs)、ボラード (A. F. Pollard)、ニール (J. E. Neale) 等も、このようなホイッグ的議会史解釈に加担したとエルトンは主張する²⁾。即ち、これをスタブスに関して言えば、彼が1295年の模範議会の中に近代議会制度の萌芽を既に見いだしたと理解していた点が問題となる。

第2の問題点は、イギリス議会の発展は単にその憲政上の位置、役割だけで判断されるだけでなく、その手続・運営上の発展という側面からも考察され評価されるべきだという点である。実際、この側面に於てチューダー議会の発展は顕著に見られ、最近の研究の多くもこの点に着目して進められていると言ってよい。ところで、この2つの点は互いに関連しあっており、即ち、王権と議会の対立の図式を基礎にしてイギリス議会の発展に言及した場合、王権との協力関係の中で特にその可能性が高まる議会運営面での進展は、当然のことながら過少評価されることになる³⁾。このような16世紀イングランド議会の発展を描写し、それによって現代イギリス議会の機能を理解するためには、チューダー期の更に200年ぐらい前から形を整え始めた中世イングランドの議会に言及する必要がある。

I 中世イングランドに於ける議会機能の発展

元来中世の議会は、緊急重要案件に関し国王と貴族が協議する場であるとともに、議会に持ち込まれた各種請願、申し立てに対し裁定を下す役割を担った点で法廷としての性格も兼ね備えていた。その意味で、議会裁判所(the high court parliament)とも呼ばれていたわけであるが、議会機能が司法(judicial)から立法(legislative)へ比重を大きく移すようになるチューダー期までは、司法の分野での役割が優先されていた。実際に公式の法律文書にparliamentという言葉が現れるのは1236年であるが、所謂国王評議会(*Curia regis*, king's court)の中で聖俗の全貴族が出席する国王諮問機関である直臣会議(great council)が、この頃正式にparliamentと呼ばれることもあった⁴⁾。このようにparliamentとは直臣会議から派生し、その延長線上にあるものであるが、既にこの時代にはcouncil(*conseil*, *concilium*)のような古い言葉では現実の変化を十分に表現できなくなり、全く新しい組織が出現したわけでは決してないが、既に存在している組織を新しい視点で

とらえたものとして parliament という言葉が使われたのである⁵⁾。その意味でも、議会の起源を1265年のシモン・ド・モンフォールの働きや1295年の模範議会のような単独の出来事に帰するには多少無理がある。議会の起源は単一の出来事に求められるものではなく、もう少し長い時間的スパンで考えられるべきものである。実際これまでも中世議会史研究家の間では、意見の統一は見られなかった。例えばリチャードソン (H. G. Richardson) やセイルズ (G. O. Sayles) は、parliament というテクニカルな言葉の使用を根拠にして1258年以前の設立を示唆するのに対し、プラクネット (T. F. T. Pluknett) 等は、エドワード3世の治世 (1327—77) 初期に於てもまだ議会は完全には設立されていなかったと考える⁶⁾。ここで言えることは、ポウィック (M. Powicke) が示唆するように、そもそもイギリス議会の起源を問うような問題設定自体が間違いであり、どのような機関であろうとその表層から正確に発生源を押し量ることは元来不可能だということである。ともかく13世紀頃のイギリス議会は、その機能に於て直臣会議との関係が不明確で、1つの組織として未だ分化しておらず、確かに当時の記録には 'parliaments and councils' との言及が多くみられるが、妥当な結論としては、13世紀初頭国王により召集された会議が徐々に parliament という名を獲得し、そして14世紀中頃、即ちエドワード3世の治世に、正規の機能と構成員及びルーチンを備えた確立された機関として存在するようになったと考えればよいであろう⁷⁾。

そもそも国王評議会とは、王室 (ハウスホールド) に有力者が加わり拡大強化された組織で、その根底には他の行政部局がそうであったように、ハウスホールドの存在があったと考えてよい。そして parliament 及び council の第1の役割が国王に対する助言であったとするならば、他の行政部局のそれは国王の意志の執行具現化にあったが、この助言的機能と行政機能はしばしば重複したのである⁸⁾。このような council と parliament の関係に関して、その後中世イングランド議会史研究者で問題とされるようになるのが、有名

な1305年の四旬節議会 (Lenten parliament) である。この四旬節議会研究については、財務府に散在していた各種文書を集めたものであった1305年の議会記録集 (parliamentary roll) と取り組んだメイトランド (F.W. Maitland) の研究が有名である。彼の研究は *Memoranda de parlamento* として世に出ることとなるが、この研究が注目を浴びるのは前述したように、スタブス流の当時の「正統派」イギリス議会史に対する修正という側面からのものであった⁹⁾。スタブスの考えでは、議会はその創設当初から聖職者、貴族、平民の三身分 (estates) の代表を集めた集会で、これら三身分が参加した1295年の議会は模範議会と呼ばれ、既にこの時代に政治的組織体 (political body) として、憲政上の代議制的要素を備えていたとしている。そして、議会の構成や開催頻度等は変化したものの、エドワード1世以後の中世議会は、17世紀及び19世紀の議会と本質的に同一の組織体であり、王室の統治権力を相殺する使命を帯びていたと考えられた。即ちこれは、king in parliament ではなく king and parliament という対立の構図であり、議会の王権に対する勝利がイギリス憲政史の中核を占めるという考え方である。

メイトランドも四旬節議会の記録集の研究に関わるまでは、このようなスタブス流の考え方に同調していたようにも思われる。すなわち、彼は、議会に於ける三身分の存在というフィクションを信じ、1295年の議会がその後の議会の模範となったと主張していたのである¹⁰⁾。しかしメイトランドは、このようなスタブス流の見解の間違いに気付いてこの著書で新しい理解を示す。1305年の四旬節議会では、議会召集理由に触れた言葉の中で国王は三身分には一切触れず、大主教、その他高位聖職者、伯爵、男爵、騎士、市民という地位の違いに基づいた言及の仕方をしている。そして、もしウエストミンスターで開会された四旬節議会に集まったのが三身分であったとするならば、その内の一身分でも結集して行動したとする証拠が存在するはずであるのに、そのような証拠はどこにも見当たらない。加えて、四旬節議会研究者のその後の議論の争点となったポイントであるが、3週間続いた集会は、3月21日

付布告により king's council の成員以外の者に対しては、国王が再召集した場合には再度出頭するとの条件で帰郷許可が下りたのである。ところが、その後も議会は、'un plein parlement' (plein の意味については多少議論はあるが) として、4月5日ないしは6日まで開かれている。即ち、議会記録集に記載されている事柄の多くは諸身分が既に帰郷した後に行われていたのである¹¹⁾。王と彼の council だけが残し縮小された構成体が、その前の週末での拡大会議と同じように full parliament と見なされ議事が進められたということは、当時の議会が本質的には国王のためのものであって、決して代表制を基礎とした人民のための機構というわけではなかったということの証明となりえるわけである。所謂 council が parliament の核心を占めているという事実は、スタブスに代表される旧説が議会の代表的要素を重視して展開されていったことと比較すると、大きな相違を示している。又、中世議会の仕事としてメイトランドが指摘する5つの項目〔即ち(1)国務とりわけ外交問題についての審議、(2)立法、(3)課税あるいは国費支出に対する協賛(supply)、(4)請願審理、(5)司法事務〕の内の第4項目請願審理の箇所で言及されているように、議会とは人間の組織体というよりは行為であった。この議会という語が、ある特殊な会談、即ち国王がその王国の諸身分と持った会談を指示するために用いられるようになるのは徐々にではあったし、況してやこの語が、このような会談という意味から国王が召集した人々の会議体という意味を持つまでに変化するには、ずっと長い時間を要したのである¹²⁾。模範議会に、近代議会の萌芽を見ようとしたスタブス流イギリス議会史とは対称的である。

さてこの四句節議会での審議内容は、議会召集詔書 (writ of summons) から察すると、スコットランド統治問題が一つの山であったと考えられるが、実際の議会記録にはそのような審議があった痕跡は全く見られず、国王が請願に答えるという形での個人的問題の解決がその中味の大半を占めている。この議会の開会中には法律が制定公布されることもなく、請願に対する解答も国王と council によってのみなされて、その他の人物の介在は全く見られ

ないし、国王は課税要請もしていない。つまり1305年の四旬節議会は *parliament* と呼ばれてはいたが、実情は国王の統御下にあり、この議会の中核を担ったのは、三身分ではなくて *council* であった。この頃の議会は人間の組織体というよりは行為であるというメイトランドの主張は、正にこのような四旬節議会の状況に基づいた描写なのである¹³⁾。エドワード1世の時代にあつては、*council*, *parliament*, *king's bench* (王座裁判所) といった国家機構の間に明確で組織的な区別が存在せず、*council in parliament* という表現は、統治の状況を最も適格に描いていると思われる¹⁴⁾。

このような組織体間の区別の曖昧さは、裁判記録 (*plea rolls*) から指摘することができる。司法機能を備えた財務府と大法官府を別とするならば、エドワード1世期には、*コモン・ベンチ* (*common bench*) と王座裁判所の他に *king in council* あるいは *king in parliament* と呼ばれるより高等な裁判所が出現するのである。しかし、そこへ至るまでの過程を理解するには、1234年頃以降の司法機構の発展に着目する必要がある。この時代には、それぞれ独自の裁判所記録を備え持った2つの裁判所が存在した。1つは *the bench* と呼ばれ、ウエストミンスターで開廷し *the de banco* (*common pleas*) *rolls* と呼ばれる民事訴訟裁判所録を有していた。もう1つは、国王とともに移動し、*the coram rege* (*king's bench*) *rolls*、即ち王座裁判所録と呼ばれる独自の裁判記録を有していたのである¹⁵⁾。エドワード1世期初頭には、民と民との間の民事訴訟を裁く所謂 *the bench* は、正式文書に於てはこの旧名は残されたが一般には *the common bench* と呼ばれるようになり、更に後日民事訴訟裁判所 (*the court of common pleas*) となって15世紀には最も多忙をきわめる、そしてその結果最も時間のかかる裁判費用の高い裁判所となってしまったのである。もう一方の裁判所は *the bench* よりも上位に位置し、「国王の面前で」(*coram rege*) 開廷されて数名の職業裁判官によって構成され、普通の形式をとった場合には王座裁判所となったのである。しかしこの裁判所もエドワード1世期には更に分化が進み、将来王座裁判所

の上位に立つことになる裁判所が、「国王の面前で」開かれた裁判所から発展分化しつつあった。この裁判所の記録集が「議会記録集」(the parliament rolls)であるが、その発展過程は緩やかなもので、しかもこの上位の裁判所は、独立した裁判所というよりは王座裁判所が強化された(strengthened)一形態であった。と言うのも、議会記録集に記載されたものと同じ訴訟が王座裁判所録にも記載されることがあって差支えなかったからである¹⁶⁾。また、14世紀頃の王座裁判所は事実上「国王の面前で」開廷された法廷であり、その意味でも council との区別は困難であった¹⁷⁾。このように、裁判記録の側面から見ても、王座裁判所と parliament, あるいは council と parliament を機構上明確に区別するのは事実上不可能である。

メイトランドの理解する議会は、国王の統御の一部であり、council とともに国王が開会するものであり、国家の各政治勢力を代表する身分制議会のようなものでは決してない。エルトン は、スタブスの流れをくむイギリス憲政史の伝統を覆したメイトランドの主張を、次の5点に集約している。(1) king's council の会議が、すべての議会の中核であり本質である。(2)所謂議会請願(parliamentary petitions)は、国王とその council に対する請願である。(3)請願の審理官(auditors)は議会ではなく council の委員会である¹⁸⁾。(4)議会記録集は、council によってなされた職務の記録である。(5)イングランドに於ける最高法廷は、貴族及び高位聖職者の全体会議ではなく council にある¹⁹⁾。即ち、王国の最上位の裁判所は、council に於ける国王である。以上5項目は、要するにイングランド国政に於ける council の中心性を示唆している。council の中心性とともなメイトランド説のもう一つの特徴は、議会の仕事に占める司法的役割の大きさの主張にあると言ってよい。メイトランドも認めるように、司法上の仕事と請願を審理処理することの間には明確な区別はないと言ってよいのであるが、この2点に議会の仕事の力点が置かれていたとするメイトランド説は、立法や課税に関する議会の代表的要素を重視した旧説とは対照的である²⁰⁾。スタブスの学説はその後しばらく定説

として生き続けるが、1910年に出版されたアメリカのマクイルウェイン (Charles McIlwain) 著 *The High Court of Parliament and its Supremacy* によって、メイトランドの学説は再度注目されることとなる。しかしマクイルウェインは、司法は議会に於ける第1義的機能であるとのメイトランド説を更に極端に押し進め、議会は司法機能のみを持った機構であると結論づける。このメイトランドの学説を更に世に知らしめたと一般に言われているのがポラードの *The Evolution of Parliament* で、ポラードはメイトランドから出発し、最終的に近代議会が創設されるまでの進化 (evolutionary changes) を解説し、人類の政治的発展の頂点とも言える代議制はイギリス議会のモデルに負うものであるとしている。エルトンに言わせれば、このようなポラードによるメイトランド説の取り扱い方は、メイトランドの影響力を絶滅させるところであった²¹⁾。これに対し先に触れたりチャードソンとセイルズは、基本的にメイトランド学説のトーチを掲げそれを更に展開させたと考えられ、実際 council の中心性というメイトランドの革新的学説を教義になるまで高めたのは彼等であった。セイルズの言うように、変遷を重ねる議会も、それが「国家意志」(national will) の表現ではなく国王特権 (royal prerogative) の表現であるということには、常に変化がなかったのである²²⁾。中世イングランド議会の発展には、その中心に王権とその council の存在があったことを忘れてはならない。

後述するように、16世紀のテューダー議会史を見ていると、メイトランドの提示した上記モデルに符合しない展開があったようにも思われるが、実は基本的にはメイトランド説を覆すものでは決してなかった点は、エルトンによって指摘されている。ただ議会の内部構成や主要関心事は時とともに変化し、中世の高等法院としての性格は、16世紀には貴族院と庶民院に国王を加えた主権を持った立法機関として発展するようになる。しかしこの場合も、議会は、中世以来の国王の統治手段としての機能を維持し続けたことを銘記しておくべきである。議会は、国王が統治を行う上でより良い方法を彼に提

供したのであって、決して足かせとなって王の統治を妨害したのではない。ところで、中世議会記録集を見ると記載の圧倒的多数は請願の審理に関するものであるが、これらの請願は、国王の専制政治や失政への不満に基づく政治的なものではなく、より身近で実際は議会以外の司法機関での裁定が可能なものも多かった。これらの苦情に対する救済策 (redress of grievances) としては、エドワード1世期には請願に対する国王の回答という形式をとり、テューダー期にあっては、請願の役割を引き継いだ法案 (bill) に対する法令 (act) として対処されたのである。このように中世から近代初期へ進む過程の中で、これら苦情に対応する方法が、司法的手段から立法的手段へと変遷していったと考えられる²³⁾。

ところで council の中心的地位については、意外な筋からの支持がある。クラーク女史 (M. Clarke) は、イギリスの初期議会が既に庶民を含めた諸身分の代表としての同意に基づいた議会であったと主張し、メイトランド説に反する見解をとっているが、council の中心性については、メイトランドの研究のように四旬節議会という具体的事例に基づく研究に依拠しているわけではないが、理論的側面からメイトランドと同じような結論に達している。女史の理論的背景にあるのは、伝説上の黄金時代である告解王エドワード (Edward the Confessor, アングロ・サクソン系最後の英国王) の治世にどのように議会が開かれていたかを記録した *Modus Tenendi Parliamentum* ('The Manner of Holding Parliament') の記述である。*Modus* の項目の中には、議会召集は開会日の40日前には行わねばならないこと、州及び市の代表として騎士あるいは市民を選出し議会に送らなければならないこと等、議会の発展及び組織化を明示する項目も多いが、クラークが着目したのは council の重要性であった²⁴⁾。*Modus* は1321—4年頃に書かれたと言われているが、議会が当時実際にどのように開会運営されていたかの記録ではなく、どのように開かれるべきであるかの記述であったと言える²⁵⁾。

メイトランドは、イギリス法制史料編纂事業の一大成果である *Memo-*

randa de Parlamento (『議会についての覚書』)の序文の中で、かなりのスペースを council の構成員に関する記述に割いている。それは、メイトランド自身言明しているように、議会記録集に記載された仕事を請け負った人々がその仕事をどのように処理したのかについて何らかの正確な概念を得ようとするならば、council の構成を理解することが必要であったからである。中世議会の各種任務を請け負ったのは一体誰だったのか。council の構成員を正確に列挙することは極めて困難であるが、それでも我々は、王が議会への出頭を命じた人物の中に、高位聖職者や貴族とともに、財務府長官(chancellor of the exchequer)、王座裁判所裁判官、大法官府主事(master of the chancery)や council の書記が含まれていたことを承知している²⁶⁾。リチャードソン及びセイルズは、エドワード1世期初頭議会の運営は、主に法律家及び行政官の手によって行われたと主張する。大法官府書記(chancery clerk) ロバート・スカーバラ(Robert of Scarborough)やニコラス・ステイブルトン(Nicholas of Stapleton)判事等は、当時請願受理官であったが、正にそのような議会運営の実務に関わった人物と考えられる。王座裁判所裁判官でコモンロー法律家ロスベリー(G. Rothbury)も、council 書記として活躍する一方議会運営との関わりでも知られ、『議会記録集』の責任も負っていたと考えられ1290年以後のエドワード1世議会記録集の公式な保管者であった²⁷⁾。ロスベリーは、短期間ではあったが、council の書記と議会の書記として、2つの職務を兼務、結合したわけである。しかし、このような結合状態を永続化させようとの試みはなされなかった。即ちこのことは、議会に法律家や書記といった実務専門家集団機構が誕生したわけでは決してなく、議会実務は定期的あるいは臨時的に council に仕える者によって行われ、書記も議会開会時に特別に補充されたのであった²⁸⁾。

エドワード3世の時代になると、請願記録は請願受理官によって書かれなくなり、審議の記録は議会書記によるものだけとなった。そしてこの頃には、議会の司法的機能を実務面で代表する議会書記、請願受理官及び審理官等の

役職は、徐々に昔の重要性を失っていき、人々が個人的問題で議会に訴えることも少なくなっていく。このような状況下で益々議会の時間を占めるようになっていくのが、国王関連及び国務に関する審議である。特に国務関連事項は、段々と庶民院に託されるようになり、庶民院からの請願 (the petitions of the commons) も、請願受理官や審議官を経ずして、councilでの直接審理のために議会書記に手渡されたのである。これら庶民院から出された請願は、王と council に提示された後、委員会に附託され、恒久的価値のあるものは法令 (statute) として残され、一時的価値しか持たないものは開封勅許状 (letters patent) として組み入れられることとなった²⁹⁾。一方、エドワード3世期は、戦争遂行及び戦費調達が議会での大きな問題となってきた時でもあった。この時期、立法、外交、戦争、課税のどの分野であっても国王自らが議会で提案を行うことはなく、例えば1275年議会の場合、the common benchの首席裁判官 (chief justice) が、十字軍派遣で窮乏をきたす王室財政状況の説明と国費支出への議会の協賛を求めている。1330年頃には、国王政府を代弁して大法官 (chancellor) あるいは王座裁判所首席裁判官が演説を行い、国王の望む議会審議項目を伝えている。更に1332年3月には、大法官に加えてカンタベリー大主教も、議会開会の演説を行っている³⁰⁾。

このように、エドワード3世の時代に議会の権威がいく分なりとも高まったことは間違いないであろう。これには、王室財政の窮状と度重なる戦費負担のために、国費支出に向けて議会の協賛を得る必要があり、毎年の議会開会を余儀なくされたことが大きく寄与している。この頃制定された法令を見ると、聖職貴族 (lord spiritual) 及び世俗貴族 (lord temporal) に加えて、庶民院の助言と承認が記録されている。即ち、やっとこのエドワード3世の時代になって、後により明確に1つの組織体として確立されることとなる庶民院が出現するのである。その意味で、貴族院と庶民院の分離が見られるのも、この頃であったと考えてよい。庶民院の興隆は、議会の実務家集団にも

影響を及ぼし、エドワード1世期にあれ程力を持っていた彼等も、エドワード3世の時代になると徐々にその存在理由を低下させていった。これは、議会の機能が司法的なものから政治的なものへと変化していったこととも関係している。それに伴い大法官府の判事や主事といった実務家達は、助手としての立場以外はその地位を議会に於て失っていったのである。このような実務集団の存在は、多少違った形ではあるが、後述のテューダー期に於ても *men of business* として注目を浴びることとなる。リチャードソンやセイルズも断わっているように、このようなエドワード3世期の議会の発展は、統治機構としての発展であり、近代民主主義の勝利という後世の視点とは全く関係がない³¹⁾。その後ヘンリー4世、ヘンリー5世期も、戦争による王室財政の逼迫によって議会勢力の伸長はしばらく続くこととなるが、ばら戦争の頃になると再度議会の凋落が見られ、その低迷状況脱出にはテューダー期を待たねばならなかった。低迷の原因はいくつか考えられるが、ヘンリー6世治世第8年(1430)の選挙法改正が大きく影響していたと考えられる。この法令(8 Hen. VI, c. 7)によって州選挙に於ける選挙権は、その州に居住する年収40シリングの自由保有農(フリーホウルダー)に限定されることとなった。これは法令の前文にもあるように、大して資産を持たない者達を除外することで、選挙の混乱を防止しようとの意図からであった。既に1376年の請願の中に、州選挙は '*by common choice of the better men of the said shires*' によって行われるようにとの要請があり、ただその時は *the better men* の定義はなされていなかった。故に1430年の法令は、事実上1376年の請願の趣旨を受け入れ、*the better men* を40シリングのフリーホウルダーと定義したのであった³²⁾。

中世議会の起源は、国王に対して助言を与えることに始まるのであるが、王は他にも諮問機関として直臣会議等を持っていた。しかし、多くの国務、外交事項が議会の承認を必要とする税の徴収を前提にしていたので、諮問機関としての議会の立場は、紆余曲折はあったにせよ中世を通じて徐々に強化

されていったのである。1390年代以降、課税の承認は庶民院だけで行われ、貴族院はそれに同意を与えるだけであった。ところで、以上のような中世議会史描写は、我国でも長年維持されてきたホイッグ史観に基づくイギリス議会史理解、即ち最終的には議会の勝利に終わる長い憲政史の中の一段階としての中世議会という考え方に、根本的変革を迫るものである。加えて、この後のテューダー議会の記述で益々顕著に表現されることとなるが、議会の運営及び実務的側面の研究によって、対立的議会ではなく国王を中心とした統治機構の中の議会という様相を、垣間見ることができるのである。

II テューダー朝議会の特質

テューダー期に入っても議会の伸長は見られたが、議会の国王諮問機関としての基本的性格に変化はなかった。国王は議会を召集し、停会し (pro-rogue), そして解散した (dissolve) 上に、議会に誰が出席すべきかについても大きな権限を保持していた。中世後期には、37州及び約90市の代表が庶民院に出席の資格を得ていたが、国王は、新しい市の創設を通じて庶民院に対し潜在的影響力を持っていたし、選挙過程をも支配していたと考えられる。事実庶民院の規模を見ると、16世紀初期に300人程度であった議員数が同世紀終りには倍増しており、この増加は新しく都市と認められ議員選出権を与えられた地域の増加に負うところが大きい³³⁾。15世紀には国王はしばしば議会に出席し、両院を通過し王自身が同意を与えた法令にも、大権に基づく裁量でもって遅れて条件を付して (proviso) 修正を加えたこともあった。即ち、議会の召集、停会、解散の他に、国王は議事日程の決定、法案提出権、法案の修正等に於て大きな権力を行使したのである。そして15世紀中頃には、国王は庶民院議長 (speaker) をも選ぶようになる。

ところでテューダー期には、その後のステュアート期当初がそうであったように、議会は以前と比べそれ程頻繁に召集されなくなり、しかも一定の間

隔を置いて定期的に開会されることもなくなってしまう。ただ一概にテューダー期と言っても、1529年から59年までの30年間のようにはほぼ毎年頻繁に議が開かれた時もあり、この30年間で、それ以前（ヘンリー7世及びヘンリー8世期前半）とそれ以後（エリザベス1世期）の議会開会の少ない2期間に狭まっているということになる。この30年間に議会が頻繁に開かれたのは、丁度この時期が英国国教会の教義と構造の変革の時期にあたっていたからであり、1559年以降は少なくともエリザベスにとっては教会問題は終りを告げ（Elizabethan settlement）、議会召集の必要性が減少したと考えられていたと言える。しかしこのことは、エリザベス1世期には議会の果たす役割が低下したという意味では決してなく、機構としての議会の重要性は、議会の開会頻度によって測定されるべきものではない。それでは国王は、一体どのような理由でテューダー議会を召集したのであろうか。テューダー期の議会召集目的については、およそ4つが考えられる。第1に、本来の議会設置の目的である助言が挙げられる。即ち、国王が困難な状況や問題に直面した場合に、国の有識者の意見を聞くということである。次にその逆のケースとして、国王自身が自分の考えを、議会を通じて国全体に伝えるという機能が考えられる。第3に、裁判所で強制できるようなかたちで新しい政策を施行すること、即ち議会の立法機能が挙げられる。最後は、特に庶民院に関わることであるが、課税の承認を国王が議会に求める場合である。ところで、中世以来もう1つの議会開会の目的たる司法機能に関してであるが、確かに16世紀の注釈者は議会を court と言及し続けるが、この頃には議会の司法的機能は停止していたと言ってよい。事実1521年のバッキンガム公やサマーセット伯のような大立者の裁判も、議会の外で行われたのである。それ故テューダー議会の開会理由としては、上記4点にしばってよいと思われるが、その中で件数の一番多かったのは、国家が政治危機に直面した場合の助言と支持の要請であった。確かに、国家存亡の危機に直面して助言を求めるとの名目での議会開会であっても、その裏には課税承認要請が隠されている場合も多く

あった。ともかくテューダー期の君主としては、国家にとって潜在的危険性を持った政策に議会を関与させることは、実に大きな意味を持っていたのである³⁴⁾。

統治についての日頃の細かな事柄に関しては、国王は council と接し対処することができ、王璽 (privy seal) や御璽 (signet) といった統治機構の中枢に関わる手段によってその権威を誇示したわけであるが、国王がコモロー裁判所を通じて新しい政策を臣民に強制しようとする場合には、どうしても議会による立法措置が必要であった³⁵⁾。15世紀後半には、制定法がコモローを修正することは可能であるというのが、法律家の一般見解となっていた。それでは、16世紀の議会と行政の関係はどのようなものであったのであろうか。君主単独あるいは君主と枢密院の権威を背景に命令が出される状況は確かに存在し、ヒントン (R. W. K. Hinton) はそれを *unparliamentary government* と呼んで、当時の活動の中心が枢密院、王璽、御璽といった行政機構のように議会の外にあったことを指摘しようとする³⁶⁾。議会とこの *unparliamentary government* と称された行政との関係を、ヒントンは対照的なものと位置付けたが、その主張には多少誤解がある。例えば国王の布告 (proclamation) を例にとると、国王の親署 (sign manual) によって効力を発するこの布告は、確かに表面上議会の統制が及ばないことから、制定法に代わるものとしての様相を呈していた。ヒントンは、布告の数がヘンリー7世及び8世期以後急に増加したことを指摘するが (即ち、この2人の国王在位期間中は年平均5回であったのが、その後年平均10回へと増加する)、実際このような増加は1540年代と50年代に集中しており、それは正に戦争時に於ける増加であって、対照的というよりは補完的と言った方がよい。即ち、戦争時及びそれに伴う国内政情不安の場合には、中央政府は早急な対応を迫られ、数日の内に発することのできる布告の方が、長い審議を経なければならない議会制定法に優っていたわけである³⁷⁾。

英国史研究の中では、議会制定法が議会史とともに特に注目を集め、どち

らかと言えば日陰の存在に押しやられた布告であったが、議会制定法の重要性を強調するあまり我々は英国法の中でのテューダー君主の歴史的役割を、決して過小評価してはならない。即ち国王は、議会の同意を得て国王自身が制定する法令と、councilの同意を得て発する布告の両方に関わったのである。テューダー期初期の布告は、国王の大権によりcouncilの助言を得て国璽を付した国王令状により発布されるものであるが、布告の背景に国王大権という権威が存在することを忘れてはならない³⁸⁾。このような布告の権威に疑問を呈する者は当時はいなかったが、クロムウェル(Thomas Cromwell)は1539年に、国王の布告をより強固な土台の上に位置付けようとした。即ちクロムウェルは、法令 An Act that proclamations made by the King shall be obeyed (31 Hen. VIII, c. 8) を議会で制定させ、布告の権威を制定法に基礎付けようとし、これによって布告は法令とほぼ同じ権威を持ち合わせるることとなる。しかし布告の法的効力は、この法令によって始まったわけではない。法令制定は、国王のコモンロー上の大権の一つであり、1547年に上記法令が廃止された後も、法令と布告は仲良く共存していく。但し、エリザベス1世期の法律家達は、法令との関連に於て重大な制約を布告に課することとなる。その制約とは、これまでの歴史の中で確かにこれに反する先例はいくつもあるのだが、布告は制定法を確認あるいは批准するものであって、既存の法令を変更したり新しい法を作るものでは決してないというものである。即ち、法律家達の判断では、布告は法令の補助、あるいはそれを宣言する時に有効性を持つとされる。時として布告は、制定法をより明確化したりその適用を拡大したりした他に、緊急時には法令を一時停止させることもあった。例えば1536年の毛織物製造に関する法令が問題を抱えた時、1542年の新しい法令によって改正されるまで、毎年布告によって前法の執行を中止させたのである。しかし布告が法を作ることはなく、僅かな例外は、国王の大権の一部と一般に認められていた貨幣の統制に関するものぐらいであった。このように布告と法令との間には一応の住み分けが出来ており、この憲政上の限界

を無視して布告が出されることは、緊急時、あるいは布告が早急に議会の法令によって支持されることになっている場合以外には考えられなかった。結論的に言えば、16世紀の布告は、主として議会制定法を支えるために使われ、特定の法令が注意深く遵守されること、あるいは反対に一時的に停止することを国王が望んでいることを宣言する意味合いがあった³⁹⁾。

III 議会の課税承認と臨時特別税法

先にテューダー期の議会召集目的の第4点として掲げた課税について、更に詳しく触れておく必要があろう。課税を行うためには議会の同意が必要であるとの原則は、既にテューダー期には確立されていたが、このような議会の課税に関する影響力も、輸出入税を押える国王の権力によって幾分制限されていた。これらの税には2つの型があり、その内の1つは地域を出入りする商品にかけられる関税であり、いま1つは臨時特別税 (subsidy) であった。この内関税は、1275年までは地方当局によってかけられてきたが、その後王室の権利として認められるようになる。ところでテューダー期は、その慢性的財源不足から、課税の承認を得ることを目的に国王が議会を召集することが多々あった。但し、ヘンリー7世及び8世の時代に於ては、議会召集の半分近くの理由が財政問題以外であり、その状況はその後エドワード6世やメアリーの治世中の議会に於ても大きな変化はなかった。このような状況に大きな変化が見られるのは、エリザベス1世の治世に入ってからである。治世第1回の議会で課税承認要求を出したのは、テューダー王制の中で彼女だけであった。そして治世末期には、エリザベスはその財源基盤を大きく課税に頼ることとなる。1590年代の例をとると、王室領からの年間平均収益が100,000ポンド、関税からの収益が90,000ポンドであったのに対し、平均で年間約144,000ポンドを女王は議会課税で受けていたとの記録がある。一部歴史家が *unparliamentary government* の発展期と称したエリザベス期は、

王室が課税の承認を求めて、最も議会に頼った時期であったのである⁴⁰⁾。

いずれにせよテューダー期は、イングランドの課税の歴史のなかでも、非常に興味ある事例を提供してくれる。即ち、14世紀に、機能しないとして一旦放棄された個人財産の直接評価に基づく課税が復活したのも、実はヘンリー8世の時代であった。このような課税に対する議会の同意を得るためには、国王は、王国の安全を揺るがす緊急事態の存在を証明する必要があった。そして、課税には議会の同意を必要としたが、議会の方も、緊急事態の存在を主張する国王の論証に誤りがなければ、課税に対する同意を差し控えることはできなかった。テューダー期を通じて、王室と議会は、このような相互義務を尊重しあったのであった。確かに庶民院が、同意する金額について議論したり、ヘンリー8世の1512年フランス侵攻計画に対する反対のように、しばしば国王の軍事計画に異議を唱えるような場合もあったが、彼等も緊急時の課税は否定しなかったのである。国王が議会の同意なしで徴収できるものとして強制借款 (forced loans) と上納金 (benevolences) の制度があったことももう一つの事実であるが、このような借款は税ではなく、普通は一年以内に議会課税により生ずる収入から返済されることになっていた。上納金は返済されなかったが、強制借款と同じく軍事的緊急時にのみ支払われ、しかも富裕階級という限られた階層から、金額に関しては各人との交渉を通じて集められたのであった。このように、たとえ議会の同意を必要としない強制借款、上納金とは言え、国王はいたって慎重で、強制というよりは説得を通じて徴収を行ったと考えられる。これらは、議会の賛同を得なければならぬ課税にとってかわるものではなく、あくまでも集められた税を補完する程度のものであったと考えるのがよい。そしてその最たる特質は、軍事上の緊急時に、議会召集という時間のかかるプロセスや、法の成立及び税の徴収に至るまでの様々な操作を省略できるメリットにある⁴¹⁾。

テューダー期イングランドの課税承認に関しては、このように王室側と議会との一種の政治的協力があったわけであるが、議会が緊急時に課税に同意

することと、各人が自身の支払い能力に応じて国の防衛のために寄与することとは、全く別の問題であった。テューダー議会が認める税には二種類あり、1つは15分の1及び10分の1奉納金 (the fifteenth and tenth) であり、もう1つは前述した臨時特別税であった。前者のうち15分の1奉納金は俗人に対するものであり、10分の1奉納金は聖職者に対して課されたものであったが、1334年以降は一定額が個人に対してではなく、共同体に対し課され徴収されている。しかし16世紀にはこのような奉納金は非現実的となり、徐々に臨時特別税によって補完されていくこととなる⁴²⁾。共同体にかかる税額をどのように割り当てるかは共同体に任されており、税額が全体でどれ程になるかは当然予想でき、その額はテューダー期には約30,000ポンドに達したと言われている。しかし、インフレの激しいこの時代に固定された税額からの税收では間に合わず、加えて富の地域間格差は、このような税の徴収方法を時代に合わないものとしていったのである。そこで生まれてきた新しい税制が、各個人の現在の富を直接査定することで決定する方法、即ち subsidy と呼ばれる臨時特別税であった。ただこの新しい税制も、テューダー朝当初は各個人の税額の過少評価によってうまく機能せず、予定通りの税收を得ることは出来なかった。しかし、それにもかかわらず直接査定の実行は変えられず、1512年から1515年にかけての期間だけでも議会では4回にわたり臨時特別税法が可決され、個人から直接税額を査定及び徴収する行政機構が発展することとなる。これら法案の項目のいくつかは、1523年の臨時特別税法の中で再起草されており、それ以後の法案は、1512—15年に展開された諸原則を体现したものとなって、しかも殆どの場合1523年の法文を一言一句繰り返すこととなる⁴³⁾。

ところで、直接税の課税は、戦争時あるいはその可能性の高い時に初めて正当化されるのであるが、時として既に出費した戦費を事後承認して埋め合わせることもあった。1510年のトンポンド税 (tonnage and poundage) のような関税でさえ、「国の防衛と特に海の安全と守護のため」の徴収と謳わ

れている。そしてまもなく、平和時に於ける経費の確保のための徴税、即ちより定期的な課税に向けての動きが見られるのである。エルトンによれば、このような動きの中心にいたのがトーマス・クロムウェルであった。1529年の議会では、財政的必要も議会召集の重要な理由の一つであったが、実際戦争の危機下にあった1523年の臨時特別税法成立時と違い、とても新しい課税法案を提出できる雰囲気ではなかった。国王ヘンリー8世が獲得できたのは、せいぜい第1会期に於て以前強制借款で得た金額の支払い停止を確保したぐらいであった(21 Hen. VIII, c. 24)。しかし注目すべきは、この法令が遡及して国王への補助金を認めていることで、その理由として、キリスト教会分裂への対応や国の安全確保に関して、多額の出費を国王が余儀無くされたことに言及している。長い間戦争もなく、また近い将来にその可能性すら認められなかった時期に、この法令の前文が、イングランドの軍隊が異教徒や教会分離論者と戦闘を交えたことに触れていることは、不誠実な前文との批判は免れないまでも、課税の正当性が戦争の有無を基礎に唱えられていた時期と比べると画期的なことである⁴⁴⁾。ウルジー(T. Wolsey)の失脚とその後のクロムウェルの隆盛によって、通常の歳入源から得られる財源では歳出圧力に十分に答えきれない状況となるが、教会の教皇尊信罪(praemunire)違反による118,000ポンドの罰金や初年度収入税及び10分の1税の王室への委譲(26 Hen. VIII, c. 3)によって、国家財政は一時的に潤うこととなる。しかしクロムウェルは、より安定的国家財政の運営のため、戦争でなくとも所謂「国家的危機」に陥った時に、議会課税要請の可能性を考慮せざるをえなくなったのである⁴⁵⁾。

このようなクロムウェルの意図は、気の進まない納税者には見通しであったが、その変革の方向性は、次の3点に要約されえる。1) 平和時の課税、即ち中央政府は、戦争以外の臨時歳出に対して財政援助を必要とすること、2) 臨時特別法案(令)に表現された国王に対する過剰なまでの謝意、3) 臨時特別税の査定、徴税に責任を持つ各州の税務長官(commissioner)は、

これまでのように議会によってではなく開封勅許状によって任命されたこと⁴⁶⁾。このようなクロムウェルの意図が端的に示されたのが、1540年議会に提出された臨時特別税法案であり、その草案の中でクロムウェルはこの法案提出の理由として、北部反乱の鎮圧費用、北部及びウェールズ辺境地方等での地方評議会の再編成に要する費用やドーバー港湾整備に伴う予想以上の出費の他に、ローマとの断絶及び宗教改革を推進していくに際しての信じがたい程の出費を掲げている。そしてこの草案内容の殆どが、臨時特別税法（32 Hen. VIII, c. 50）の前文の中に明言されているのである。平和時の課税という考え方が定着する切っ掛けとなった1534年の先例（26 Hen. VIII, c. 19）に従って、この法案も、1509年以来ヘンリー8世の下でイングランドが享受してきた優れた統治に言及するとともに、ローマとの断絶によって今までローマ教皇に対して支払われていた多額の金額がイングランドに留まり、国家にとって大きな節約となったことにも触れている。このように、イングランドは王の統治によって特別の恩恵を受けており、その王の財政上の必要に対しては、最大限応える必要があるというのがクロムウェルの主張であった⁴⁷⁾。実際テューダー議会は、責任を持って国王からの財政支出要求に協賛を行ったし、議会の同意に基づく課税という原則は、テューダー政治体制の安定に大いに寄与したのである。

しかし、1534年及び1540年議会に於けるクロムウェル主導の臨時特別税法が、イングランドに平和時の直接課税という新しい原則をもたらしたとするエルトン等の主張に対しては、予想された筋からの批判が示された。テューダー行政革命論争で、エルトン批判を展開したオックスフォードのハリス(G. L. Harriss)である⁴⁸⁾。行政革命論争に於てもそうであったように、中世史家ハリスは、テューダー期の課税を取り巻く状況を中世以来の伝統の継承と理解し、エルトンが主張する中世的伝統の裏付けなしで施行された全く新しい課税原則という主張に、真向から反対する。ハリスによれば、中世に於ける課税の原則は、戦争時のように例外的に資金が必要な時にはすべての臣民

が国家を支える義務を負うが、統治上通常必要とされる資金については、国王は自分で調達しなければならないというものであった。しかしそのうちに、交戦時や戦争が差し迫っている場合の臨時特別税と、平和時の防衛施設の維持のために要する資金調達のための課税を区別するようになる。確かに後者の課税について庶民院を説得するのは容易ではなかったが、リチャード2世の治世初期には、カレー、プレスト、シェルプールあるいは北部辺境地方やアイルランドといったイングランドの外防備の維持こそ、敵の攻撃を阻止するとの理由で課税承認を求めている。また、休戦や平和を交渉する使節に関わる費用の調達についても、「国家の防衛のため」とか「必要」という口実でもって、課税承認が議会によってなされている⁴⁹⁾。国王は、平和時に於ける議会の課税承認理由の範囲拡大を目指して、臨時特別必要経費という口実を使うが、それに対して、戦争以外を理由とした課税承認に慎重な庶民院は、課税義務を示唆するような言葉を注意深く避け、好意による課税承認という形式に固執した。ハリスは、戦争以外への課税承認根拠の拡大を理由にテューダー期にクロムウェルが新しい課税原則を確立したとするエルトン等の考え方を、中世にそのような拡大傾向は既に見られたとして否定する⁵⁰⁾。

そもそも一連の論争の始まりは、直接課税は戦争時や国家へ危険が差し迫った時のみに課されるものであるとの財政史の大家ディーツ (F. C. Dietz) の説を、ショフィールドやエルトン等が覆したことに起因する⁵¹⁾。1530年代に戦争以外の通常の統治活動に対する合法的資金調達のためにも課税が行われるようになったとするエルトン説は、一種の行政革命説であった。これに対し、テューダー期の「革命」は本来中世的伝統の継承であるとするハリスであるが、このハリスの説をオールソップ (J. D. Alsop) は、エルトン説の「革命」に対して「停滞」(stagnation) と表現する。そしてオールソップは自分自身の考え方を evolutionary と呼んで、革命説という急進論と中世的伝統の継承という停滞論の中間を模索しようとするのであるが、エルトンも指摘しているように、基本的にオールソップはエルトン説を擁護したと言

って差支えない⁵²⁾。まず1534年の臨時特別税法は、テューダー期では初めて防衛関連支出の他に口実を設けて課税を認めたものであった点等を考慮すると、中世以来の伝統的考え方からの離脱であったとオールソップは主張する。また、課税の合法性を指摘するために、防衛とともに王の優れた統治に対して謝意を表明している点も新しい。この法令は、平時の行政に対する費用調達手段として課税を認めるところまでは明確にしていなくても、明らかにその方向へ向けて一步を踏み出している。1540年の臨時特別税法も、これと同じパターンであると考えてよい。この法令の中では確かに防衛が顕著な位置を占めているが、その防衛に関する項目の中には教会の改革までもが含まれている。即ち前述したように、単に防衛だけでなく優れた統治そのものが、課税を正当化する理由となっているのである。また、イングランド北部やウェールズ辺境地等での地方評議会再編にかかる費用などは、表面上反乱に対する予防措置という点で防衛関連項目とも思えるが、実際は迅速且つ安価な裁判の提供を目的とするものであった。これなどは、明らかに防衛以外に歳出を正当化する項目であったと言ってよい⁵³⁾。オールソップは、テューダー期の税に関する一連の刷新は、その直接的結果を見ると革命的とは言えないが、その後の展開に重要な意味を持ち、しかもこれといった中世からの先例も無いままで行われたのであったと結論づける⁵⁴⁾。

エリザベス1世期の税に関する議会審議及び制定法の分析は、長い間「対立」というテューダー史の伝統的描写方法の影響を強く受けてきた。ここには、先に触れた王権と議会の対立の構図というものを軸に展開されてきた議会史一般の描写と同様の問題点を見出すことができる。このような対立の図式が議会史研究の中心テーマとして君臨する限り、税を含めた財政上の課題がどのように国王と議会の間で処理、解決されていたのかという点に関し、真正面から議論されることはなかったと言える。実際、議会と王権を対立関係でとらえず基本的には協力関係が認められたとする学者の中にも、議会による課税承認の問題に関しては、歯切れよく両者の協力を公言する者は少な

かったと言ってよい。エリザベス期に於て議会課税は、それ以前のテューダー君主の時代に比べるとかなり重く課されたと考えられ、1585年までの在位26年間に、臨時特別税6回、15分の1及び10分の1奉納金は11回議会で承認されている⁵⁵⁾。このような議会の寛容さの説明として、最近の議会史研究は、議会運営のプロセスを礼儀を弁えた綱引にとらえ、議会に於ける政府の代表や代理人達が議員に対し課税の必要性を説いてまわった状況を描き出している。臨時特別税法案の上程も、政治工作の場となって対立の構図を作り出すことは減多になかった。事実、急速にルーチン化する議会による課税承認は、多くの議員達にとって中心的事柄ではなく、議会審議の中で意見の食い違いを見ることは稀であった。少なくとも、これまで歴史家が信じてきた程論争の的となることはなく、エリザベス期庶民院のどの議員も、課税要求に対して拒否の姿勢を貫くことはなかった。税に関する議会審議の様子は、庶民院記録 (the Commons Journal) や個人の日記を通じて我々に伝えられているが、完全な記録というわけではない。しかし、これらの史料から垣間見ることのできる庶民院での税審議の様子から判断すると、第3読会単なる形式であり、議論が尽くされることは実に稀であった。第1及び第2読会に於ても、真剣な干渉はめったに見られず、貴族院にあっては税法案の通過は単なる形式であって、しかもその法案通過にはほんの3、4日しかかからなかったのである⁵⁶⁾。

IV テューダー議会の召集と議事運営手続き

議会による課税承認は、議会に於ける対立の構図を示唆するものではなく、政治的安定を象徴するものである。では、この国王を頂点とする議会の安定はいかに維持されていたのか、その実態を運営面から明らかにしてみたい。まず国王が議会の召集を決定すると、国王は大法官府に必要な詔書を送付するように命じた。この詔書には、庶民院議員のための選挙告示状 (writs of

election), 貴族院議員に対する召集詔書 (writs of summons), 援助詔書 (writs of assistance) の3種類があり, この内援助詔書は, 法律の専門家である官吏に送付され貴族院への出席を要請した。これら法律の専門家とは, 2人の高等法院王座部首席裁判官 (chief justice. この2人とは即ち, chief justice of king's bench と chief justice of common pleas を指す。), 記録長官 (master of the rolls), 国王の上級法廷弁護士 (king's serjeants-at-law), 法務長官 (attorney-general), 法務次官 (solicitor-general) 等であったが, 彼等は貴族院に於ける法案作成で重要な役割を担った。彼等は議会での投票権は持たなかったが, 法案の審理, 改正に関わる委員会にはしばしば出席し, また庶民院との間で重要なメッセージや法案を伝達する役割をも果たした。貴族院にはこれら官吏の他に, 詔書なしで出席を許されていた法律関連事項補佐官もあり, また大法官自身も, 詔書ぬきの同じような立場で出席していたと考えられる。大法官に詔書が送られなかったのは, 彼がすべての詔書の監督責任を負う大法官府の長であったからであると推察される。大法官は, 貴族院審議の議長を務め, 議会開会時には, 議会召集理由を織り込んだスピーチを行った。また彼は, 貴族院に上程されるすべての法案を受理するとともに, 会期中議事運営手続きが正しく行われるよう監視した。貴族院が庶民院に比べより能率的であったのは, 貴族院の司法・実務的側面に負う所が大きい。しろうとの立法府議員が大勢を占める議会に専門的強固さを加えたのは, 正に上記の法律関連事項補佐官達であった⁵⁷⁾。ところで, このような貴族院のしろうとの立法者達であるが, 彼等は, 聖職貴族及び世俗貴族の各人に送付された議会召集詔書によって召集された。15世紀末には, 外国人や不在司教を除くすべての司教の他に, ウェストミンスター, グラストンベリー, バトルといった大修道院の院長や次長を召集するのも日常化し, このような状況は1530年代の一連の修道院解散措置まで続くこととなる。修道院解散によって大修道院長及び次長が貴族院から消えたことにより, 聖職貴族議員と世俗貴族議員の構成も根本的に変化する。中世に於ては, 聖職貴族議員が過半

数を占めていたのであるが、1529年までの彼等の議会出席はあまり芳しくなかった。しかし、修道院解散後議会に召集される聖職貴族議員の数が減少すると、今度は逆に彼等の議会出席率が急に高まるのである。但し、それにもかかわらず1539年以後は、世俗議員が議会の中で最大勢力となり且つ最も重要な位置を占めていたと推察される。貴族院の議員の数は当然庶民院議員数をかなり下回ったわけであるが、前者が約70人から80人にとどまったのに対し、後者はヘンリー8世即位時の296人からメアリーの死去の時には400人に膨れあがっていた。庶民院は選挙告示状によって召集されるが、この詔書は州長官 (county sheriff) に対し送付され、州長官はそれに基づき州選出議員 (knight of the shire) の選挙を行う。州選出議員は各州より2名 (1660年の王政復古までは議員選出権のなかったダラムは除く)、ウェールズの12の州からは1536年以後それぞれ1名が選ばれている。州長官はまた、詔書を州内の議員選出権を持つ市 (enfranchised borough) にも送付し、選挙を実施するように命じている。(但し、ロンドン、ヨーク、エクセター、サウスハンプトン等、州の地位を持った市に対しては、詔書は直接に市の執政長官に対して送られている。) 具体的には、州長官は議員選出権を持つ市の関係当局に連絡をとり、40シリングのフリーホウルダーを集めて州選出議員選挙を実施するように命じるのであるが、選挙の過程はまず州長官による詔書の説明でもって開始される。そして州長官あるいは州の名士によって候補者が提案されると、フリーホウルダー全員がお気に入りの候補者の名前を叫ぶという具合であった。その時競争者が全くいなければ、それで選挙は終わりとなり、州長官は指名された者の当選を宣言し、詔書が大法官府へ返されたのである。16世紀に於ては、州選出議員選挙で競争相手が生まれて選挙戦となることは殆どなく、The History of Parliament Trustの見積りでは、エリザベス1世期に97パーセントの州選挙は無競争か、少なくとも投票まで持ち込まれることのない状況であったと考えられる⁵⁸⁾。

ところでこの時期では、州選出議員の方が都市選出議員よりも上位にあっ

たようであり、また前者は後者と比べると、概して3倍程活発に活動していた模様である⁵⁹⁾。1413年の制定法は、召集詔書が発せられた時点で選出議員は自分達が代表する州や市に居住していなければならないとしたが、実際は都市の側にとっては、都市住人よりは不在の郷紳を議会へ代表として送り込みたかったのである。都市がこのような「部外者」を代表として受け入れたのには2つの理由がある。第1に、都市住人は、自分達のビジネスや商売を放りっぱなしにして物価の高いロンドンに赴くことに抵抗があったのに対し、郷紳達は益々ロンドンに憧れるようになっていたこと。第2に、より影響力がある者をウェストミンスターへ送った方が市にとっても有益であったことが挙げられる⁶⁰⁾。このような選挙への国王及び政府の介入は、比較的少なかったわけであるが全くなかったということではない。例えば政府は、選挙告示状に付して巡回書簡を送付し、州長官に対しある特定のタイプの人物を選出する努力をするよう通告している。更に、選挙への介入の他にも、国王が庶民院の構成に影響を与える道が残されていた。それは、新しい議席の創設という道であり、事実庶民院の議席は、16世紀中に296から462議席へと大きく膨れあがっている。例えばヘンリー8世は45の新しい議席を創設しているが、この内31議席は、チェッシャーとウェールズに議員選出権を与えた結果であった。但し、国王も無闇に議席の数を増やしたのではなく、そこには枢密顧問官 (privy councillor) や法律家といった議会運営に不可欠な人材の必要性という要因が隠されていた。新しい選挙区の創設は、このような人材に議席を与えるのが目的でもあった。特に補欠選挙 (by-election) は、この目的に沿って国王に登用権 (patronage) 拡大の大きな機会を与えたのである⁶¹⁾。

庶民院構成員の中で、州選出議員はその地域の有力者や指導者であったが、都市選出議員も既述のごとく、市との結びつきの薄い郷紳に頼らざるをえなかった。ニール等の歴史家が「ジェントリーの都市への侵略」と呼ぶプロセスによって、1478年には都市選出議員の約半数はジェントリー層で占められ、

その後1529年に始まる所謂宗教改革議会でも、都市住人は議員の半数に達するに過ぎなかった。このように、郷紳層の庶民院に対する関心は益々強くなるのであるが、一旦選出されると彼等は、議会への出席にそれ程熱心ではなかった。理論的には、許可状無しに無断で議회를欠席することは許されないのではあるが、点呼時の欠席者数は多数にのぼったと伝えられる⁶²⁾。このように、選挙には熱心で議会出席には気乗りしないという状況は、議会審議の内容とも関連するものがある。議員の関心は、王位継承権や宗教といった高度な政治判断を伴うものよりは、財産紛争や道路の舗装のような世俗的で身近な事柄に集中した。この点で、議会は主に政治的主張を闘わせるアリーナであるという前述のニールの主張は、実情を把握していないと言ってよいであろう。当時の議員の関心事と現代議会史研究家の関心との間には、かなりの隔たりが存在しているのではないだろうか。16世紀のみならず17、18世紀にあっても同様であるが、議会審議の多くの時間が、相続問題や結婚といった広い意味での個別的法律案 (private bill) 審議のために費やされている⁶³⁾。

ここで、実際の議事運営手続きに、もう少し詳しく言及してみたい。貴族院はホワイト・チェンバーへ、庶民院はウエストミンスター寺院のチャプターハウスか食堂にそれぞれ召集されたのであるが、エドワード6世の時代になると、庶民院はセント・スティーヴン礼拝堂を議会開催の場として獲得する。伝統的に両院とも日曜日を除く午前中の開会であったが、懸案事項の増加に伴い午後の開会が不可避となっていった。それでもエリザベスの治世には、星室庁 (star chamber) の集まりがあり大主教区会議 (convocation) が開催された、水曜及び金曜の午前中の議会開会は見合せるのが慣行となっている。庶民院に於ては、議長の選出がまず最初の仕事となる。但し、誰を議長にするかは、事実上枢密院で前もって決められており、庶民院に席を置く枢密院メンバーの1人が、議場で名前を挙げて指名する。その指名を聞いた他の議員達は、その候補者の名前を呼び賛同の意を表わすのである。候補者は自分が推挙されるであろうことは前もって承知しており、既にスピーチ

も用意しているのであるが、どこの世界でも同じように、指名にあたって一応は、あまり気が進まないような態度を示すことになっていたようである。議長が多くは法律の専門家であり、特に1523年以降は、1673年に至るまで例外なくそのようであった。議長の役割は、基本的には庶民院全体の運営と秩序の維持及び庶民院記録の作成と保管であったが、議会の審議との関連では、法案受理、法案上程順位の決定、採決時期の決定等庶民院審議のスケジュール全体を統轄した。同じような役割は、貴族院に於ては、大法官か国璽尚書 (lord keeper of the great seal) によって果された。

議会開会時に於ける最も重要なスピーチは国璽尚書のスピーチであり、例えばベーコン (Nicholas Bacon) は1559年議会の冒頭で、宗教の統一実現、カレー喪失に伴う国家安全保障上の危機への対処等を、本議会の最重要審議事項として提示した。このように国璽尚書のスピーチは、当時の政府の最大関心事を明らかにするとともに、議会の会期中にどのような法令の制定を政府が望んでいるかをも示唆した。そこにこそ、議会の *raison d'être* があったと言ってよいであろう。加えて、ベーコンのスピーチは明らかに女王と枢密院の考えを代表するもので、この議会召集の目的を、各種法制定とともに、課税 (平和時の課税) に置いていたことは明白である⁶⁴⁾。ところで、法案は各議員によって国璽尚書か庶民院議長に提出されるが、そのような法案提出は、個人による場合の他に、各都市、同業組合、政府を背景としたものもあった。貴族院と庶民院のどちらに優先的法案審議権が存在したかについては、明確なパターンを見出すことは困難であるが、俗人に対する課税法案に関しては庶民院に於て、聖職者課税問題や権利剥奪 (attainder) 法案等は貴族院で第1読会が行われた⁶⁵⁾。法案提出、法案審議をはじめ議員運営全体には枢密院が深く関与し、例えば議会の開会前には、枢密院の非公式委員会が組織されて、来るべき議会でどのような法律制定を行うかを討議した⁶⁶⁾。枢密院メンバーの中には、特に議会運営の責任者としての任を帯びた者が存在したが、両院のうちで彼等の議席がある方で重要法案の審議は普通開始された。

例えば、クロムウェルが庶民院から貴族院へ昇格した1539年以降、これまで前者に持ち込まれていた重要法案の審議が後者で始められるようになったり、ウィリアム・セシル (William Cecil) がバーリ卿 (Lord Burghley) となり貴族院へ移ると、同じような変化が起きている。1559年の首長令 (supremacy) の復活法案及び統一令 (uniformity) 法案といった重要法案の審議が庶民院で始まったのも、セシルの存在が大きく影響している。1529年以降、このように庶民院での経験を持った者がその後貴族院へ昇格する事例が起り、議会運営にも少なからぬ影響を及ぼすこととなる。ただ上程された法案数については、庶民院と貴族院の間にはかなりの差があった。1559年から1581年までの7会期中に、約800法案が少なくとも1度の読会を経ているが、庶民院にまず上程された法案の数は、貴族院に最初に持ち込まれた法案数を大きく上回っている。両院のこのような法案数の違いは、成立しなかった法案の数の差によるもので、それが貴族院では僅か69であるのに対し、庶民院は464法案にのぼっている。即ち、貴族院に最初に上程された法案の3分の2が法令となったのに対し、庶民院の成功率は5分の1に過ぎなかった。成立しなかった法案の3分の1は、ただ1回の読会を経ただけで廃案となっている。廃案となった法案の数の多さは、議会会期の短さが最大の原因であったと考えられる⁶⁷⁾。

法案は、一般には紙に書かれたが、国王の親署 (sign manual) のある法案については羊皮紙が用いられた。これらの法案は、議長か大法官に直接に、あるいはより一般的には書記を通じて手渡されたのであるが、提出された法案は、3度の読会を経た後で他の議院へ送られ、再び同じ審議のプロセスが繰り返されることとなる。印刷術の発明以前にあっては、法案の内容を議員に伝える唯一の方法は、議会の書記 (clerk) が法案を読み上げることであったのでこの名があるが、その後もこの慣習は踏襲されていった。書記による法案朗読後、今度は議長が、法案の内容とその及ぼす影響を説明するか、あるいは法案の要旨を読み上げるのであるが、この行為は「法案を開く」

(open the bill) 又は *breviate* と呼ばれている。第1読会で法案審議に入ることは実に稀であり、普通は第2読会後に審議がなされることとなる⁶⁸⁾。どの法案から審議のプロセスに乗せていくかは、その法案の可決成立に至る過程で非常に重要な要因となったが、国王及び枢密院出所の法案が優先された以外は、議長におおよそその裁量権が与えられていた。法案に対して支持がある場合、その法案は羊皮紙に正式に書き上げられるか (*engrossed*)、あるいは委員会に附託された (*committed*)。委員会に附託されるということは、審議の結果法案可決のためには、法案内容の変更が必要であることを意味したのである。テューダー期前半、更にはエリザベスの治世になっても当初は委員会附託となる法案数は少なかったのであるが、16世紀も終わりに近づくと、委員会への附託はより頻繁に行われるようになっていった。委員会は議院のメンバーで構成され、法案の検討や修正案の提案を行った。法案の委員会附託のメリットは、主に法案審議の時間短縮にあった。法案審議のために常任委員会が設けられることはなかったが、新しい審議事項が生じると既存の委員会に附託する慣例が出来上がった。例えば1576年に庶民院は、醸造法案と飲み屋に関する法案を1つの委員会に附託したが、1581年には更に法改正に関する2法案を、同じ委員会に委ねている。貴族院に於ては、このような庶民院の委員会の役割は、特に法改正や法的権利問題に関する場合、投票権のない補佐官である法律の専門家に任されていた。

第2読会以後に一旦法案が羊皮紙に書き上げられると、その後の法案修正は物理的にかなり困難になった。それは、紙に書かれた場合と比べ羊皮紙に書き上げられると、行間が殆どなく修正部分を書き込む余地を持たなかったからである。そこで、大きな修正がある場合には、元の法案はしばしば完全に新しい草案 (*nova billa*) に置き換えられ、その場合は再び第1読会から始められることとなる。法案が羊皮紙に清書され、第3読会が終了して採決によって可決されると、書記によって庶民院では *judicium* と貴族院に於ては *conclusa* と、それぞれの議会記録に書き記される⁶⁹⁾。ところで法案の修

正についてであるが、大きく分けて、法的用語の修正や法案の趣旨をより正確に表現するための単なる言葉の変更というマイナーな修正 (simple amendment) と、内容にかなり踏み込んで修正を加える所謂「但し書」(provisos) の2つがある。前者は、普通法案を羊皮紙に書き上げた書記(当該法案を最初に審議した議院の書記)の筆によって、同じ羊皮紙に必要な付加や削除が行われた⁷⁰⁾。後者の provisos は provided that で始まる法案修正部分である。その中には、内部但し書 (internal provisos) と付属但し書 (appended provisos) の2種類があり、その内付属但し書は、法令本体に縫い付けられた別紙に書かれたもので、このような修正は、庶民院、貴族院のどちらからでも提案することができた。これに対し内部但し書は、法令本体に属し、しばしばその後に更なる制定条項を伴うものもあった。また内部但し書の中には、法令本文の最後に別の筆跡且つ色の違うインクで付け加えられているものもあり、1534年の継承法 (25 Hen. VII, c. 22)、1536年の救貧法 (27 Hen. VIII, c. 22) 及び囲い込み法 (27 Hen. VIII, c. 25) 等の例がある⁷¹⁾。1529年から始まった宗教改革議会を例にとると、半数以上の法令が、制定される前に何らかの修正を受けている。この期間の法案総数222のほぼ3分の1は付属但し書による修正を受け (68法案)、内部但し書による修正を受けた法案は、その数を更に大きく上回る (102法案)。議会の会期以前に既にかかれていた但し書は比較的少なく、議会で修正を受けた法案総数は127法案であった⁷²⁾。

貴族院と庶民院の意見の相違を解決する目的で両院合同協議会が設けられたが、これは、法案起草のための委員会に加えて、委員会のもう一つの形態と言って差支えない。この協議会開催のルールは、両院で議論の対象となっている法案を保管している側が、協議会による合同協議を提案することができるというものである。このような合同協議の場で、両院の意見の相違の調整を行うという方法は、エリザベス期前半に於ける議会運営上の刷新と考えてよい。このような会合は、両院にとって有益であった反面、庶民院にとっ

ては、経験の上でも枢密院とのつながりの点でも庶民院を上回る力を持つ貴族院の影響を、諸に受ける危険性もはらんでいたのである⁷³⁾。実際会合場所も、通常は貴族院に属する領域があてられ、しかも、貴族院議員は着席しての協議であったのに対し、庶民院から出向いた議員達は、脱帽して立ったままの対応となった。会合での討議事項が、より詳細にわたるようになり長時間の協議が必要となってくると、このような状況に対する庶民院議員の不満は益々高まっていったのである。これに対して貴族院側でも、庶民院に対する不満は抱いており、特に新前議員が多く議事運営にかけては素人集団とも言える庶民院の法案処理の遅さに対しては、しばしばクレームをつけていた。ただ、少しずつ自信を深め、自らの立場を主張し始めた庶民院ではあったが、基本的に両院の関係は、ニールやノートスタイン等の描写とは違って、極めて良好であったと考えられる。ただ、議会にもたらされる案件によっては、両院がそれぞれ違った機能を果し、当然議会運営の仕方も違ってきていたのも事実である。前述した課税承認は、15世紀初頭以来庶民院の権限に属する領域と考えられ、貴族院は単にそれに同意するのみであった。課税は、貴族院議員にとっては自らを拘束するのみであったが、地域住民の代表としての庶民院議員にとっては、課税認可することは即ち彼等が代表している住民にも影響を及ぼすこととなり、このことは、この問題に於ける庶民院の重要性を物語っている⁷⁴⁾。

法案が貴族院及び庶民院を可決通過しても、更に議会の第3のメンバーとも言うべき国王の同意を得なければならなかった (royal assent)。エリザベス期を例にとると、女王が議会審議途中で介入したことは数える程しかない。エリザベスが実際に、自分の好まない法案の審議を明らかに差し止めようとした例は4例あるが、その中で最も有名なのが宗教関連法案である⁷⁵⁾。これは、宗教は王の大権に属するものであり、議会審議を通じて法制化されるべきものではないとのエリザベスの見解からして、至極当然の結果である。そもその事の起こりは、1566年と1571年に議会が、英国国教会の教義たる

「39箇条」(the Thirty-Nine Articles)に法的権威付けを施そうとしたことに始まるが、女王はこのような議会の試みに強く反発し、司教や枢密院の賛成にもかかわらず法案審議をストップさせてしまった。このような経緯から学んだ議会は、以後宗教に関しては法制化の道をとらず、請願 (petition) という形をとって女王の同意を得ようとしている⁷⁶⁾。しかし、通常女王は、両院を通過した法案には同意し、会期の終わりに、貴族院議員着席、庶民院議員は議場入口近くに設けてある仕切り前に起立している面前で、同意の旨を伝えた。1559年から1581年までの7会期で、女王は両院通過した法案を34回拒否しているが、その内8法案はその後の会期で困難もなく制定法となっていることを見ると、女王による法案拒否が、必ずしも女王の利益を守るためになされた行為とばかりも言えないことは明白である。

ところで、このようにして可決成立した法令は、当然のことながら議会によってのみ廃止 (repeal) することが出来るのであるが、法令廃止はそれ程しばしば起こることでもなかった。ただ、プロテスタント国教会制度が続いた期間の後に、メアリー期のようにローマとの関係を復活させようとする法的試みがなされた時期が来るような場合や、エリザベス期に入って、メアリー期の法令を再度廃止しようとしたような時は例外である。一般に法令の廃止が続くと、議会制定法に対する信頼も揺らぎかねない。そこで議会は、法令によってはある一定期間だけ有効な所謂時限立法の制定という方法を取り、なるべく法令廃止の措置をとらなくてよいようにしたのである。このような時限法は probationers と呼ばれ、ここで問題としている1559年からの7会期に於ては、一般的法律 (public act) のほぼ5分の1が時限条項を備えていた。その中で最も頻繁に用いられた時限条項は 'to the end of the next Parliament' で、その他女王の生存中という期限設定をした法令もあった⁷⁷⁾。

さて、このような議会と同時期に開催されたのが、英国国教会カンタベリー管区の大主教区会議であった。(ヨーク管区大主教区会議は、議会閉会後に開かれた。) 大主教区会議も二院から成り、上院には大主教、主教、大修

道院長、小修道院長が出席し、下院には、大執事 (archdeacon) の他に、管区内に18ある主教区からそれぞれ2人ずつ選出される聖職代議員 (clerical proctors) が構成員であった。大主教区会議の正式決定は canon と呼ばれるが、両院での賛同が必要とされた。他方、議会制定法と異なり、国王の同意は必要としなかった。僧侶達は、大主教区会議の決定は議会制定法と同じ重要性があると主張したが、俗人はそのような主張を受け入れなかった。加えて、主教や修道院長達が議会貴族院の席を占めていたことを考慮すると、当時本当の議論は、大主教区会議でなく貴族院で行われていたと言って過言ではない⁷⁸⁾。

テューダー議会が政治論争のアリーナではなく、まずは立法機関であったと考えると、そのようなシステムを支える枢密院の議会実務家 (the council's men-of-business) の存在を忘れてはならない。その代表的人物がトーマス・ノートン (Thomas Norton) である。ニールはこのノートンを、ピューリタン会派の指導者と位置付けているが、実は彼は政府上層部と関係を持った議会実務家の中心人物であった。彼は、王室や枢密院のために働いたのであるが、雇われの身であったわけではなく、その意味では、非公式な政府補佐官であったと言ってよいであろう⁷⁹⁾。ニールがエリザベス期の議会に、ピューリタン会派の存在を想定した根拠は、‘A lewd pasquil set forth by certain of the parliament men’ と題するマニスクリプトにあったが、このようなニールが想定する議会の枠組みは、近年の研究で完全に崩されたと考えてよい⁸⁰⁾。更に、ニールがノートンをピューリタン会派の指導者の1人と位置付けるもう1つの根拠となった1571年の宗教関連法案をめぐる一連の動き、即ち教会法改革 (*Reformation Legum Ecclesiasticarum*) の法令化、A—F法案までの6つの所謂「アルファベット法案」(A法案は1562—3年の大主教区会議で承認された the Article of Religion に法的権威を与えようとするものであり、B—F法案は、不在僧侶、聖職売買、聖職者の質的向上等に関する案件を扱った。)、そして一般祈禱書の改訂も、その内のかなりの

部分が主教や枢密院そしてノートンによって支持されたもので、ピューリタン会派が存在して、彼等が一致して押した法案というわけでは決してなかったのである（例えばA, B, C法案及び *Reformatio*）⁸¹⁾。宗教関連法案が審議された会期中に上程された急進的改革提案は、ストリックランド議員によって提出された一般祈禱書改訂法案のみであり、これに対してノートンは全く支持を表明しておらず、ストリックランド単独での行動と考えられる。

実務家ノートンの働きは、議会に持ち込まれる法案数が急増したエリザベス期ということもあり、特にその重要性を増した。各会期に上程される法案数の平均は、エドワード6世時代が93、メアリー期48に対しエリザベス期には123法案に膨れ上がるが、それに加えて、議長に手渡されても第1読会にまで至らない法案も、かなりあったのではないかと推察できる⁸²⁾。エリザベス期の上程法案数の増加は、主に庶民院を直撃し、この時代には法案の通過率は28パーセントまで下落している。そして持ち込まれる法案の内容の多くは、個人や地方の利害と密接に関係した事柄を扱うものであった。法案数の増加に加えて、会期短縮を求める女王の存在は、議会本会議に於て法案の非常に混雑をもたらした。そこで、貴族院、庶民院ともに、国家の運営に関わる一般的法案の審議を優先させ、その1つの手段として庶民院では、週3回午後の時間帯に個別的法案の第1読会を済ませる目的だけで議会を開き、通常の午前中の会期に於て、より緊急性を帯びた一般的法案審議が個別的法案の審議によって邪魔されることのないように配慮した⁸³⁾。委員会への法案附託の増加も、議事運営上の効率向上を目的としたと言うよりは、本会議場から法案を早く引き上げて混雑を回避する手段であったと見ることも出来る。ただ、それでも法案の滞りは解決されず、庶民院は日曜日や休会中、延いては貴重な午前中の議会開会時間中も委員会を開いて、法案を処理し続けなければならなかった。

実務家のもう1つのグループは法律専門家達であったが、彼等は同業者として、あるいは法学院 (Inns of Court) の学閥組織を通じて、相互のある

いは枢密院メンバーとの結びつきが深かった。1588年12月に枢密院は、判事、法務長官、法務次官に加えて16名の法律家に委員会を組織させ、不必要あるいは不完全な法令の廃止又は改正の是非の検討を命じたが、この16名の法律家の内7名は議員経験がなく、来たる1589年議会で議席を占めたのは6名に過ぎなかった。その中には、枢密院メンバーであるバーリー、レスター(earl of Leicester)、ウォルズィンガム (Francis Walsingham) 等のクライアントとしての立場を維持していた者達もあったが、これら法律家集団にとっては、このようなクライアントの立場や議会に於ける経験よりは、法学院の同窓の集まりの方が大切であったと推察される。ただ実務上、これら法律補佐官達は、王室の利益を考慮して議会運営の責任を負う枢密院のために働き、特に立法業務に関わって会期中法案の起草、再起草を行ったり、庶民院との合同協議会への出席、provisosの作成等大いに用いられた。議会運営等については、素人の議員が集まる議会にあって、彼等の専門的知識が議会運営効率のレベルを引き上げたのである。彼等は、女王の下でイングランドを統治したエリートの一員であり、女王と枢密院に対する忠節と、自分自身の野望をうまく組み合わせていったのであった⁸⁴⁾。

議会の実務者集団を考える際忘れてはならないのは、彼等のロンドンとの結びつきであるが、その代表的存在がノートンであり、ロンドン市の法律顧問 (recorder) も務めたフリートウッド (William Fleetwood) であった。recorderは、ノートンも務めたこともあるロンドン市会代表 (city remembrancer) 同様、国とロンドン市政府の仲介の役割を演じ、ロンドン市に関係する事柄について枢密院と協議した⁸⁵⁾。他の都市と比べるとロンドンは、その規模、富、立法の必要性、ウエストミンスターの議会への距離のどれを取り上げてても別格であり、議会とも特別な関係にあったと言ってよい⁸⁶⁾。その関係を如実に表わしているのが、ロンドン・ロビーの存在である。エルトンは、利益団体によって提案される法案の立法化の重要性に言及しているが、ディーン (David Dean) やアーチャー (I. Archer) 等ロンドン・

シティに造詣の深い若手学者も、ロビーの活動や議会工作に焦点を合わせて当時の実態を明らかにしている⁸⁷⁾。例えば、市政府と醸造業者間、あるいは醸造業者と樽製造者との間に存在した軋轢は、これら圧力団体が、自己利益の増進のためにいかに議会を利用したかを、賄賂の支払状況も含めより現実的に示唆している。1592年10月、当時シティ市長であったウェッブ(William Webbe)は、シティで売られるビールの価格を低く抑えようとしたが、それを知った醸造業者同業組合(the Brewers' Company)は、この市のとった処置に対し危機感を覚える。枢密院も、モルトの価格低迷からして市側の決定に間違いはなかったと判断するが、醸造者同業組合は、インフレ時の価格凍結はフェアでないと反論する。次にシティ側は、ビール及びエール醸造に対する法的支配の拡大を目的とした法案を提出するが、醸造業者の方も、醸造に対する制限は輸出の減少をもたらし、延いては女王の関税収入と輸出に頼る港湾都市に打撃を与えると主張する。ここで興味をひくのは、シティ法案を廃案に追い込むために醸造業者が使った金額である。例えば、法案に反対するスピーチを依頼したブログレイヴ(John Brograve)議員に対しては5ポンドが支払われ、その他の支払いは、serjeant porterと呼ばれる門衛にまで及んでいる。その成果があつてか、醸造業者は法案の修正を勝ち取ったわけであるが、特にこの同業組合は、議会対策必要経費の限度を越え賄賂を贈ってまで目的を達成しようとしたようである⁸⁸⁾。

議会に対する働きかけは、この他に中央官僚機構の中からも加えられた。その1つの代表が財務府(exchequer)であり、この部局の役人は議会で議席を確保することで、財務府の利益の増進を計ったのである。財務府官僚でエリザベス期に議会経験を持つ者の数は74名にのぼるが、彼等は会期中、自分が所属する部局に不利な法案を廃案に追い込もうと、様々な影響を行使している。そして、このような議会に於ける経験は、財務行政を遂行する上で非常に重要な助けとなっており、議会への関与期間の長い役人程、財務府に於ける地位も高かったと言ってよい。政府法案推進の事実や官僚が既得権を

守ろうとする姿を見ると、庶民院に於ける財務府閥の存在を認めることができるが、このことは、役人達が議会に於て1つの利益団体（ニール流に会派と言ってよいかも知れない。）を形成したというわけでは決してない⁸⁹⁾。ところでロンドン・ロビーのような様々な利益団体の政治活動にもかかわらず、議会は、地道な実務家集団という機能集団をかかえた機構であったと言える。ルーチン・ワークをこなすこのような実務集団なくしては、議会の議事運営に支障を来しただけでなく、憲政史上の発展もおぼつかなかったのではないかと思われる。

V 結び

イギリスの議会史に関心を抱き、そこに政治機構の何たるかを見極めようと試みる者は、王権と議会の対立の図式の中に中世及び近代初期の議会政治を見るよりは、エルトンが示したように、3つの中央政治統治機構、即ち議会、枢密院（又は council）及び官廷が各種利益団体との接点として、国家の安定と発展のために機能したと見た方がよい。そこには、治める者と治められる者の間に対立よりは調和が存在し、議会も、少なくともテューダー期のエリザベスの治世末までは、王権との対立ではなく、国家の安定メカニズムとしての機能を果たしたと言える。このような見地からテューダー議会を見ると、現代民主主義の視点で議会史を見るホイッグ史観の呪縛からイギリス議会史を完全に解放することは困難なまでも、振り切れた振子をもう少し元へ戻し、議会史に一種のバランスをもたらすことは可能であろう。前述したコリンソンの言葉とは逆に、議会史に於ては王権との対立というような大きな事項（great things）のみならず、the shipping of fish レベルの積み重ねの中にも、議会の本質を形成する重要な要素が存在することを認識すべきである。少なくとも議会史研究者がまず果さなければならない役割とは、議会の議事運営やその他実務サイドの研究をも含めて、当時実際に起こったこ

とをできるだけ忠実に詳細に再現することであって、議会 vs. 王権という前もって作り上げられた (prefabricated) テーマを基にして、そこに議会史の流れをあてはめていくような単純な作業ではない。我々は、その後ヨーロッパを吹き荒れる市民革命を見る「対立」の視点が、それ以前の時代の分析に及ぼす影響を最小限にとどめるよう努力すべきである。議会は、王位継承や宗教改革といった高度な政治判断を要する懸案事項を中心に回転したのではなく、議員にとってもあるいは彼等を送り出した地方にとっても、実に地道な個人的あるいはローカルな問題が、議会の中では大きな関心事であった。このことは、そのような「瑣末的」問題に関する法案の数の多さが色濃く物語っている。但し、ここで注意すべきは、議会は飽くまで中央の政治機構であり、王権や枢密院と協力して国家の生存と安定のために機能した組織であるという事実である。それ故、たとえ多くの議員の関心が国家的レベルになく個人的、地方的であったとしても、議会研究者が、昨今はやりの地方史や社会史の視点に埋没しても良いというものではない。各議員の関心はどうであれ、中世及び近代初期議会は、全体としては国家的事柄に決議を行い、その後王の判断を仰いだのである。

- 1) 最近の英国インディペンデント紙の調査によると、王室改革の一環として、国王(女王)を英国国教会の首長の地位から解くことや、王位継承順位に於ける男女平等、王室の縮小等については国民の間に殆ど異論はないものの、現在790万ポンドにのぼる王室費の放棄と引き換えに、1760年に当時のジョージ3世によって国家へ譲渡された王室領からあがる収益を王室に返還することについては、納税者の間から大きな反対の声が挙がりそうである。
- 2) G. R. Elton, *Return to Essentials: Some Reflections on the Present State of Historical Study* (Cambridge, 1991), pp. 115-6. この部分は、エルトンが1984年に行ったケンブリッジ大学近代史欽定講座担任教授就任講演である。更に、Elton, 'Tudor Government: The Points of Contact' in his *Studies in Tudor and Stuart Politics and Government* (以後 *Studies* と略記) (Cambridge, 1983), III, 7 を参照。

王権と議会の対立の図式というホイッグ的史観に対し、実際はヘンリー 8 世及びトマス・クロムウェルともに、議会の安定的機能 (stabilizing function) に信頼を寄せていたとエルトン主張する。

- 3) 議会運営の側面にも言及したテューダー議会史の権威ニールの業績を否定するわけではないが、エリザベス 1 世期の議会での、女王の政策に対抗する組織化された急進的ピューリタン会派 (Puritan choir) の存在を主張したニールの考え方は、ニールにその意図があったかどうかは断言できないが、王権と議会、特に庶民院 (the House of Commons) との対立を軸にして、議会の発展を描写する手法に近いものである。ニールは、議会を法制定の場というよりは、政治闘争のアリーナと考えていたようである。M. A. R. Graves, 'The Management of the Elizabethan House of Commons: The Council's "Men-of-Business"', *Parliamentary History* (以後 PH と略記), the Parliamentary Yearbook Trust, II (1983), 11. ニールと同じような見地に立って、庶民院が議会という政治的舞台のイニシアチブを王室から獲得し、王室との協力の中での政策遂行から、対立と摩擦の関係に変わっていったとするのはノートスタインである。Wallace Notestein, 'The Winning of the Initiative by the House of Commons', *Proceedings of the British Academy*, XI (1924-5), 125-75 及び Notestein, *The Winning of the Initiative by the House of Commons* (London, 1924)。例えばニールの次のような主張の中に、ホイッグ的色彩が色濃く出ている。

'Puritan members of the House of Commons became what Protestants had been in Mary Tudor's reign: an opposition. But it was an opposition in a significantly new sense: one with a positive programme which was not hostile to the régime, but professed to aim at the fulfilment of its Protestant destiny. Having little historical sense and a convenient memory for precedents, they read into the vague phrase, "freedom of speech", a meaning that was bound, if it prevailed, to lead to the destruction of personal monarchy as the Tudors knew it, and to the evolution of parliamentary government as the modern world has known it.' Neale, *Elizabeth I and her Parliaments* (London, 1953), I, 90. ニールの主張する組織的ピューリタン会派の存在は、エルトンをはじめジョーンズ等によっても否定された。Elton, *The Parliament of England: 1559-1581* (以後 PH と略記) (Cambridge, 1986) 及び Norman L. Jones, *Faith*

- by Statute: Parliament and the Settlement of Religion 1559 (London, 1982).
 但し、スタブス等に比べると、エルトンの言うようなホイッグ史観的解釈の罪は、ニールの場合それ程大きいとは思えない。しかし、テューダー史研究者の中にはホーク (Dale Hoak) のように、ニールが議会史の進歩的發展 (progressive evolution) を主張した「罪」を大きくとらえ、議会と王権の対立というその後のイギリス議会史研究の展開に大きく影響を与える構図を持ち込んだ問題点を指摘する。ニール批判のこのようなアプローチは、議会をまずは立法 (enact statutes) 機関であったとの視点でとらえ直そうとしている。ホークによる PH, II (1983), 232-4にある書評を参照。
- 4) G.O. Sayles, *The Functions of the Medieval Parliament of England* (以後 *Functions* と略記) (London and Ronceverte, 1988), pp. 12, 14. *curia* は本来司法機関的要素を持ち、行政的機能をそなえ持ち国王が助言を求める *concilium* (*Concilium Regis*) と区別されるべきである。F.W. Maitland, *The Constitutional History of England* (Cambridge, 1931), p. 91. いずれにせよ *Curia Regis* は、司法機能をもった中央統治機構であった。parliament が設けられると、この司法機能は上院に引き継がれることとなるが、同時に、*Curia Regis* の内部機構の1つである King's council も、王室特権 (royal prerogative) に基づく司法権行使を行う権利を有した。この権利は、その後枢密院の司法委員会 (the Judicial Committee of the Privy Council) に引き継がれる。Philip S. James, *Introduction to English Law* (London, 1979), pp. 43-4.
- 5) Peter Spufford, ed., *Origins of the English Parliament* (以後 *Origins* と略記) (London, 1967), p. 26.
- 6) 特にセイルズは、1258年を議会設立の年と明言している。'There is no room for doubt that the year 1258 marks the date of the conception of organised parliaments in England.' セイルズは、それ以前の段階に於ては、parliament とその他の council の集まりとの区別が困難であるとしている。G.O. Sayles, *The King's Parliament of England* (London, 1975), p. 48.
- 7) Spufford, ed., *Origins*, pp. 1-2. Sayles, *The Functions*, p. 29. リチャードソンは parliament の語源に触れ、この語が公式文書に姿を見せるようになるのはゆっくりとしたプロセスを通してであり、当初は、野卑な言葉、*colloquium* の代替としてはあまり適切でない語と見なされ、当時よく編纂された年代記の作者等によって使用されることはあっても、公式文書での使用

は考えられないとされた言葉であったと指摘する。即ち、この語は、1242年にイングランドでは初めて封緘勅許状 (close roll) に、1248年には財務府の覚書に使用される。そして、parliament は国王評議会の特別な会議を意味するテクニカルな語として用いられるようになるが、気むずかしい書記は、*colloquium* を好んで使用したようである。ヘンリー 3 世治世後期の大法官府 (chancery) での使用の仕方も不統一であり、同じ封緘勅許状の中で *parlementum* と *colloquium* の両方の語が使用されている。1 つ確かなことは、parliament なる言葉が徐々に好んで用いられていったことと、それが特に国王評議会と強い結びつきを維持していったということである。H. G. Richardson, 'The Origins of Parliament', *Transactions of the Royal Historical Society* (以後 *TRHS* と略記), 4th ser., XI (1928), 143-7. Maitland, *The Constitutional History of England*, p. 72. ところで封緘勅許状は、一般には国王が臣下に対し出す行政書簡で、13, 14 世紀に於ては州長官との間で交わされたものが最も多かった。G. R. Elton, *England 1200-1640* (Cambridge, 1969), pp. 39-40.

- 8) Spufford, *Origins*, p. 92.
- 9) *Memoranda de Parlamento* は、正式には *Records of the Parliament holden at Westminster on the twenty-eighth day of February in the thirty-third year of the reign of King Edward the First* と呼ばれる。但しメイトランド自身は、この新説が旧来の正統派の「定説」を完全に覆すことになるとは予期していなかったようである。
- 10) G. R. Elton, *F. W. Maitland* (London, 1985), pp. 57-8. メイトランドのこのような理解は、1883年にケンブリッジ大学に英国法助教授として迎えられた彼が、1887年秋学期から1888年冬学期にかけての2学期間に行った講義を基礎に書かれた前記の *The Constitutional History of England* の中で紹介されている。Thus before the end of the thirteenth century the national assembly is ceasing to be a feudal court; it is becoming an assembly of the estates of the realm,The three estates are clergy, barons, and commons, those who pray, those who fight, those who work; this seems to have been considered an exhaustive classification of the divers conditions of men. A similar idea seems to have been very prevalent throughout Western Christendom and to have given rise to assemblies of estates; (p. 75)

- 11) Helen M. Cam, ed., *Select Historical Essays of F. W. Maitland* (1957), pp. 52-96. 小山貞夫訳『イギリスの初期議会』創文社, 昭44, 5-6頁。この訳書は、メイトランドの *Memoranda de Parlamento* の序文の主要部分を訳したものであるが、訳者の適切なあとがきには、四旬節議会をめぐる議論の概要が簡潔に説明されている。
- 12) 『イギリスの初期議会』, 29, 62, 120-1頁。訳者は、メイトランドのこの著書の翻訳を試みた動機として、我国ではあまりに安易な形でスタブスの学説が受け入れられていることに警鐘を打ち鳴らしたかったと書いているが、その後我国に於て、その方面での是正がなされたかという点に甚だ疑問である。
- 13) Elton, *F. W. Maitland*, p. 60.
- 14) I. S. Leadam and J. F. Baldwin, eds., *Select Cases before the King's Council 1243-1482* (Cambridge, 1918), Selden Society, p. xx.
- 15) Frederick Pollock and F. W. Maitland, *History of English Law* 2nd edition (Cambridge, 1968), pp. 198-9.
- 16) *Ibid.*, pp. 199-200. 『イギリスの初期議会』, 85-8頁。
- 17) G. R. Elton, *The Tudor Constitution: Documents and Commentary* (Cambridge, 1960), p. 147.
- 18) 請願は、一般に長さ約5インチの細長い羊皮紙に、通常フランス語稀にラテン語で書かれ、「我々の主君たる王」ないしは「我々の主君たる王とそのcouncil」に宛てられている。王は請願の受理官 (receiver) と審理官を任命するが、1305年の四旬節議会を例にとると、請願受理として、王座裁判所裁判官ギルバート・ロスベリー、財務府の国王収入管理官 (remembrancer of the exchequer) 及び2名の大法官府書記兼教皇庁公証人の合計4名を請願受理とその区分けのために任命している。『イギリスの初期議会』4, 42, 46頁。
- 19) Elton, *F. W. Maitland*, pp. 61-2.
- 20) 『イギリスの初期議会』, 79, 121頁
- 21) Elton, *F. W. Maitland*, pp. 62-3. 前述の訳者小山氏がマクィルウェインとポラードを評し、メイトランドの学説を継承・発展させたと考えるのに対し、エルトンの両者に対する見解は手厳しい。
- 22) *Ibid.*, pp. 63-4.
- 23) *Ibid.*, pp. 65-8.
- 24) Spufford, *Origins*, pp. 77-9, 88.

- 25) *Modus Tenendi Parliamentum* の執筆年についての議論に関しては、William A. Morris, 'The Date of the "*Modus Tenendi Parliamentum*"', *English Historical Review* (以後 *EHR* と略記), vol. 49 (1934), pp. 407-22 を参照。
- 26) 『イギリスの初期議会』8-28頁。
- 27) H. G. Richardson and George Sayles, 'The King's Ministers in Parliament, 1272-1377: The Parliaments of Edward I', *EHR*, vol. 46 (1931), pp. 529-41.
- 28) *Ibid.*, p. 550.
- 29) Richardson and Sayles, 'The King's Ministers in Parliament, 1272-1377: The Parliaments of Edward III', *EHR*, vol. 47 (1932), pp. 377-88. 但し、請願という形式そのものに、庶民院の控え目な立場が明示されている。立法は議会の特権ではなく、国王の特権であった。
- 30) *Ibid.*, pp. 389-91.
- 31) *Ibid.*, pp. 395-7. イングランドもエドワード3世期になると、請願の処理の仕方等（イングランドの請願受理官、審理官にあたるのがフランスの *maîtres des requêtes* である。）それまでイングランド議会と似たような機能を維持していたフランスのパルルマン (*parlement*, 特にパリ高等法院) との間に、少しずつ相違が生れてくる。同時代のシャルル5世下のパルルマンが政治から距離を置いた司法機関として留まったのに対し、イングランド議会は、代議制的要素を強めることとなる。H. G. Richardson, 'The Origins of Parliament', pp. 149, 167.
- 32) Goronwy Edwards, 'The Emergence of Majority Rule in English Parliamentary Election', *TRHS*, 5th ser., XV (1965), 175-8.
- 33) Hans J. Hillerbrand, ed., *The Oxford Encyclopedia of the Reformation* (Oxford, 1996), III, 217. 具体的には、表1の庶民院定数増加表を参照せよ。
- 34) Jennifer Loach, *Parliament under the Tudors* (以後 *PT* と略記) (Oxford, 1991), pp. 1-7. ローチのこの著書は、本稿を組み立てる上で、基本的骨組を与えてくれた。ローチは、エルトン等の主張する王室と議会の関係に実質的調和が存在したことには同調する一方で、1530年からおよそ100年続くこの両者の調和が、1530年代のトーマス・クロムウェルによる一連の改革の成果だとするエルトン説には疑問を呈している。ローチは、エルトン自身が15

表1 庶民院定数増加表

治世	選挙区	州	都市	計
Henry VIII. 第一議会 (1510)		74	224	298
1536年法令 (27 Hen. VIII, c. 26)		+ 14	+ 15	327
1543年法令 (34 Hen. VIII, c. 13)		+ 2	+ 2	331
		—	+ 14	345
Edward VI.		—	+ 34	377
Mary		—	+ 25	402
Elizabeth		—	+ 62	464
総計		90	374	464

越智武臣「近代英国の起源」、ミネルヴァ書房、昭41、99頁参照

世紀以前の中世議會を調査することで、議會史の中世からの継続を強調したことに言及し、少なくとも1580年代までは、議會は中世的機関であったと断定する。Jennifer Loach, 'Parliament: A "New Air"?' in *Revolution Reassessed*, eds. Christopher Coleman and David Starkey (Oxford, 1986), pp. 117-8.

- 35) 王璽や御璽の他、大法官府が保管した国璽については、G. R. Elton, *The Tudor Revolution in Government* に詳しい。
- 36) Hinton, 'The Decline of Parliamentary Government under Elizabeth I and the Early Stuarts', *Cambridge Historical Journal*, XIII (1957), 117-8. この論文のタイトルが示唆するように、ヒントンはエリザベス1世期及びステュアート朝初期（ジェームズ1世及びチャールズ1世期）に議會活動は低調であったと主張するが、その論拠としてヒントンは、議會がそう頻繁には開会されなかった事実の他に、表2に示すように、成立した法令の平均数が少ないことを挙げている。

更にヒントンは、議會政治の思想的側面まで衰微するに至ったと考え、その証拠として、エリザベス1世初期に後のロンドン司教エイルマー (John Aylmer) とスミス (Thomas Smith) が、女王は議會の外で法を作ることとはできないとした所謂 mixed government を主張して以来、そのような主張を唱える者が殆ど現れなくなったことを指摘する。Ibid., p. 121.

- 37) PT, p. 9.

表 2

	在位年間	法令数	平均
ヘンリー 7 世	24	308	13
ヘンリー 8 世	38	713	19
エドワード 6 世	6	167	28
メアリー 1 世	5	111	22
エリザベス 1 世	45	438	10
ジェームズ 1 世	22	302	14
チャールズ 1 世	17	86	5
チャールズ 2 世	25	533	21
ジェームズ 2 世	3	29	10
ウイリアム 3 世	13	807	62

Hinton, 'The Decline of Parliamentary Government', p. 116参照。

- 38) Paul L. Hughes and James F. Larkin, eds., *Tudor Royal Proclamations* (New Haven and London, 1964), vol. 1, p. xxiii. 議会が開会されていない時期には、諸問題に布告でもって対処する必要があった他に、議会開会中であっても制定法の中には、その実施上の詳細は布告によって取り決められるべきことを前提としていたものもあった。このような布告による統制を正当化した法令には、賃金制限や価格操作に関するものがある。
- 39) *Ibid.*, pp. 9-12. 1539年にクロムウェルが布告の権威を制定法上に位置付けようとしたことは、その実際の影響よりは、彼がそのような布告の位置付けを意図したという事実に、重要性があるように思われる。エルトンやハインツ (R. W. Heinze) が主張しているように、この法令 (31 Hen. VIII, c. 8) は、制定法を *lex regia* で取って代えようとする試みでは決してない。この法令を引用することで、布告は法的にかなりの力を持つこととなったが、他方、法令の中で言及されている委員会メンバーの助言によってのみ発布されるという制限をも受けたのである。ブッシュ (M. L. Bush) は、この法令が布告に法的正統性を与え、その過程で王権を議会の権威に基づかせることで王権の権力を制限したとするエルトン等の考え方を修正し、この法令は、全部ではなくいくつかの布告を法令の権威の上に基礎づけようとしたものだと解釈する。Bush, 'The Act of Proclamations: a Reinterpretation', *The American Journal of Legal History*, XXVII, 33-40.

- 40) *PT*, pp. 12-3, 16-9.
- 41) Roger Schofield, 'Taxation and the Political Limits of the Tudor State', in *Law and Government under the Tudors*, eds. Claire Cross, David Loades and J.J. Scarisbrick (Cambridge, 1988), pp. 227-30.
- 42) Juliet Gardiner and Neil Wenborn, eds., *The History Today Companion to British History* (London, 1995), p. 309.
- 43) Schofield, 'Taxation……', pp. 230-2.
- 44) G.R. Elton, 'Taxation for War and Peace in Early-Tudor England', in *Studies*, III, 216-7.
- 45) *Ibid.*, p. 218. 教会財産の国庫への移転については、拙稿「テューダー朝初期の財務政策と増加収入裁判所」『専修経済学論集』第29巻、第3号(1995), 69-100頁を参照せよ。
- 46) Elton, 'Taxation for War and Peace……', p. 220. 臨時特別税法令を施行するための行政官僚組織が欠如していたために、その任務は州税務長官に任されたわけであるが、税務長官には査定官 (assessors) 及び徴税官 (collectors) を任命し、正確な査定を行うための監督責任があった。そのため査定官の行った査定結果を吟味し、その過程で査定官を審問したり、個人を召喚して資産調査を行って、必要とあらば査定結果の修正を行うこともあった。Schofield, 'Taxation……', pp. 236-7.
- 47) Elton, 'Taxation for War and Peace……', pp. 222-4.
- 48) テューダー行政革命論争については、拙稿「エルトン史学と歴史研究——テューダー行政革命論争を中心として——」『社会科学年報』, 第28号(1994), 1-59頁, 専修大学社会科学研究所を参照せよ。
- 49) G. L. Harriss, 'Thomas Cromwell's "New Principle" of Taxation', *EHR*, vol. 93 (1978), pp. 721-3.
- 50) *Ibid.*, pp. 724-30.
- 51) 'The chief reliance for additional revenues was therefore upon direct taxes with parliamentary sanction, the fifteenth and tenth and the subsidy and the clerical subsidies. They could not, however, be asked for from the nation in parliament, except in case of extraordinary charges in time of war or imminent danger to state; this principle had been reasserted for centuries, and the early Tudors had accepted it.' Dietz, *The Exchequer in Elizabeth's Reign* (Northampton, Mass., 1923), p. 75.

表 3

	1559	1563	1571	1572	1584	1586	1589	1593	1597	1601
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
country gentlemen	34	31	41	36	35	37	34	33	34	35
merchants/tradesmen	23	20	19	19	15	14	18	17	15	14
lawyers	16	19	17	20	23	26	24	22	26	27
armed forces	3	1	2	3	3	3	2	6	2	2
servants of greatmen	6	10	7	7	6	5	6	7	7	7
government officials/courtiers	10	10	10	10	10	10	9	10	8	8
other	4	5	3	2	6	3	5	4	6	5
not known	4	4	1	3	2	2	2	1	2	2

Hasler, ed., *The House of Commons*, p. 56.

- 52) Elton, 'Taxation for War and Peace……' p.216 note. Also, 'The Theory and Practice of Tudor Taxation', *EHR*, vol. 97 (1982), p. 1.
- 53) *Ibid.*, pp. 5-8.
- 54) Also, 'Innovation in Tudor Taxation', *EHR*, vol. 99 (1984), p. 84.
- 55) Also, 'Parliament and Taxation', in *The Parliaments of Elizabethan England*, eds. D. M. Dean and N. L. Jones (Oxford, 1990), pp. 91-3.
- 56) *Ibid.*, pp. 94-101.
- 57) *PT*, pp. 20-1. Jennifer Loach, *Parliament and the Crown in the Reign of Mary Tudor* (Oxford, 1986), pp. 15-17.
- 58) *PT*, pp. 21-6. 議員は州のジェントリーの間での調整によって選ばれたが、枢密院や地方の大立者の圧力もたまに垣間見えた。しかし一般には、州選挙への政府の介入は、エドワード 6 世期以降は比較的稀であったと思われる。*Ibid.*, p. 28. P. W. Hasler, ed., *The House of Commons, 1558-1603* (London, 1981), I, 40-1. Helen Miller, 'Lords and Commons: Relations between the Two Houses of Parliament, 1509-1558', *PH*, I (1982), 13. ところで、リンカーンシャーの州長官が、議員選出権を持つグリムスビー市に詔書を送付した際、どのような市の住人が議員に選出されるべきか、女王の希望をその中で伝えているが、それによると 'the wysest, grave and catholycke sort, syche as in deyde mayne the trewe honor of god with the prosperyte of the comen welthe' の選出を薦めている。J. Loach, *Parliament and the Crown in*

the Reign of Mary Tudor, p. 29に引用。

- 59) Hasler, ed., *The House of Commons, 1558-1603*, pp. 40, 65.
- 60) エリザベス1世に、どのような職業の持主が都市選出の議員となったか、表3で確認すると、商人以上に郷紳層や法律家の多い事に気付くであろう。
- 61) *PT*, pp. 33-6. 国王政府の介入は、議会の運営上重要な人物の選出という積極的意味に於てであり、政府にとって都合の悪い特定の人物の選出を阻止しようと試みた形跡は見あたらない。ここで挙げられた事柄の他にも、国王は戦術的にいくつかの点で有利な立場にあった。例えば、議会召集時期を知っていた国王は、その時期を念頭に入れて議員の選出を考えることができた。一般に、議会召集の決定から実際の議会開会までの期間は非常に短く、詔書を受け取ってから選挙までの期間も極めて短かった。このことは、候補者の選定に関して、議論をしている時間的余裕があまり無いことを意味していたと考えられる。Loach, *Parliament and the Crown*, pp. 28, 32. このような詔書の受け取りから選挙までの期間の短さについては不満も多く、例えば枢密院の記録には、リンカーン市から表明された不満に関する次のような記述がある。‘This day, uppon occasyon of a letter wrytten unto the Lordes of the Counsell from the Shrief of the cytie of Lyncoln, whereby they sygnifye that the writte for election of the Burgesys of the cytye this next Parlyament came so late to their handes that they coulede not chuse the same at the laste countye daye, yt was resolved by the Lordes that they shulde procede therin at the nexte county daye accordinge to the tenour of the former wrytt, any order heretofore used notwithstandinge.’ John Roche Dasent, ed., *Acts of the Privy Council of England* (以後 *APC* と略記) (London, 1974), New series VII, 41.
- 62) J. E. Neale, *The Elizabethan House of Commons* (London, 1949), pp. 140-1. 枢密院の記録の中にも、例えばエリザベス期初頭1559年3月27日付で、警告文が各州の州長官宛に発せられたことが記されている。‘Letters to the Shriefes of dyvers countyes to admonishe and geve warninge to the Knightes and Burgesys of their severall countyes that are departed from this Parlyament without lycence, that in no wise they fayle to be here on Monday nexte, beinge the iij^{de} of Aprill, as they wyll aunswer for the contrary.’ *APC*, VII, 74.
- 63) *PT*, pp. 37-41.

表4 法令の制定条項種類別分類 (1559-81)

	Long formula			short formula		
	Public		Private	Public		Private
	official	uncertain		official	uncertain	
1559	2	5	16	6	6	5
1563	1	18	24	2	4	0
1566	0	8	11	3	6	4
1571	3	7	12	4	9	2
1572	1	7	4	1	0	0
1576	0	9	9	3	8	3
1581	0	8	12	4	1	2
TOTAL	7	62	88	23	34	16

Elton, *Studies*, III, 145参照。

- 64) T. E. Hartley, *Elizabeth's Parliaments: Queen, Lords and Commons 1559-1601* (Manchester, 1992), pp. 11-12. ベーコンのスピーチは, T. E. Hartley, ed., *Proceedings in the Parliaments of Elizabeth I* (Leicester, 1981), I, 33-9を参照。
- 65) *PT*, pp. 43-7. 政府提出法案(official bill, 国王又は枢密院が出所である。)と議員個人等によって提出される法案(private bill, 個々の議員の他に都市や同業組合等が法案提出の背景となっている。)の区別は, 制定条項(enacting clause)や前文(preamble)の長さによって推し量ることができる。一般に政府提出法案は, プライベート法案と比べ制定条項, 前文ともに短くなっている。但し, 実際の法案の起草にあつては様々な方面からの影響が入り込んでくる。*PE*, pp. 62-3. (ニールの *Elizabeth I and her Parliaments* 第1巻と同時期を扱ったエルトンのこの著書は, ニールがエピソード風に議会史を描写しているのに対し, 議会史を制度論として論じている。)政府提出法案であることは, 必ずしも議会での通過を容易にしたわけではない。法案修正後でさえ, 議会通過が困難な場合があった。また, エリザベス期にあつては女王が短期の議会開催を望んだため, 法案によっては, 庶民院通過後, 議会解散の当日に貴族院に持ち込まれ, 時間的に審議不可能なものさえあった。*Ibid.*, pp. 68-71. ところでエルトンは, エリザベス1世前期半の制定条項をその長短によって分類し, 表現の長短がどのように法案の出所と関連しているかを, 具体的数値で示そうとした。ここで long formula は 'be it

therefore enacted by the queen's majesty, our sovereign lady, by and with the advice and consent of the Lords spiritual and temporal, and the Commons, in the present Parliament assembled, and by the authority of the same' という表現をとり, short formula は, 'be it therefore enacted by the authority of the present Parliament' となっている。

表4を見ると, 政府法案の中で長い表現形式を使用しているのは7法案だけであり, 他方, プライベート法案に関しては, 長い表現形式が支配的であることがわかる。Elton, 'Enacting Clauses and Legislative Initiative, 1559-81', in *Studies*, III, 144-5.

- 66) 枢密院の記録中には, 例えば1558年12月23日付で 'For consideration of all thinges necessary for the Parlyamente' と記され, それに関わる国璽尚書等7人のメンバーが挙げられている。APC, VII, 28.
- 67) PE, p. 93 このような状況が生まれたのは, 世俗貴族の男系後継者の減少等で, 新しい世俗貴族の創設が無ければ, その減少傾向に歯止めをかけることができなかった事情がある。Helen Miller, 'Lords and Commons: ……', pp. 13-14.
- 68) S. C. Hawtrey and H. M. Barclay, eds., *Abraham and Hawtrey's Parliamentary Dictionary* (London, 1970), p. 181. 法案の全文が読まれるのは, 普通第1読会のみであった。PE, pp. 88, 94.
- 69) *Ibid.*, pp. 88-9, 106-9. 貴族院での採決は, 議員が 'content' あるいは 'not content' を表明することで行われた。*Ibid.*, p. 121. これに対し庶民院では, 発声投票による採決 (acclamation) で決められ, 議員は 'yes' か 'no' を叫び, 声の大きい方を議長が判断して決せられた。議長が判断できない程声の大きさが拮抗した場合のみ票が数えられた。PT, p. 48.
- 70) PE, pp. 111-2. 法案修正に関する情報は, the House of Lords Record Office に保管されている the original acts によるしかないのが現状である。
- 71) S. E. Lehmberg, 'Early Tudor Parliamentary Procedure: Provisos in the Legislation of the Reformation Parliament', *EHR*, vol. 85 (1970), pp. 2-4.
- 72) *Ibid.*, pp. 10-11. 付属但し書を受けた法案数と内部但し書を受けた法案数の和が, 議会で何らかの修正を受けた法案数127よりかなり多いのは, 法案によっては, 両方の但し書を受けた法案も存在するからである。
- 73) PE, pp. 113-4.

- 74) *PT*, pp. 50-1.
- 75) *PE*, p. 123.
- 76) 請願に関するこの頃の議会の動きについては, Simonds D'Ewes, *The Journals of All the Parliaments during the Reign of Queen Elizabeth* (London, 1682), pp. 252-7 及び拙稿 'The Origin and the Historical Context of Archbishop Whitgift's "Orders" of 1586', *Archiv für Reformationsgeschichte*, Jahrgang 83 (1992), 24-57 を参照せよ。テューズのこの記録は、庶民院の記録 (the Commons Journal) に情報量が少ないことや、1584年からエリザベス期の終わりまでの期間の記録が全く残されていないことを考えると、実に貴重な史料である。エリザベス期議会の公的、準公的史料以外の史料をニールは生涯探し求めたが、それらの史料を集めて出版されたのが先に引用したハートレイの *Proceedings in the Parliaments of Elizabeth I* である。1981年にこの第1巻が出版され、同時にニールの伝統が祝福されるはずであったが、時は正にニール説に対する修正が始まった頃であったというのも皮肉である。ハートレイの編になるこの書には、これまで多くの議会史研究に欠如していた貴族院に関する情報が多く集められている他に、ニールの著書の基礎となった議会日誌の類を完全に収録している。このような日誌は、1559年、1563年及び1566年の3会期については現存せず、1571年にフッカー (John Hooker) によるものと著者不明の日誌の2つが、1572年会期には、議会書記オンズロー (Fulk Onslow), 著者不明のもの及びクロムウェル (Thomas Cromwell, ヘンリー8世期の有力者クロムウェルの同名の孫) によるものの3つの日誌が残されている。クロムウェルはその後、1576年と1581年議会の記録も残しているが、彼の議会日誌のマニュスクリプトは、現在ダブリン大学トリニティ・カレッジ所蔵となっている。このように、セシルが貴族院へ昇格してしまい庶民院での情報が必要となった1571年からこのような日誌が書かれるようになったことは、この年が議会記録の転機であったと考えられる。*PH*, II (1983), 234-7のPenry Williamsによる書評を参照。ウィリアムズは、ハートレイの *Proceedings*こそ、ニールの伝統とエルトン等による新しいアプローチの間の橋渡しをするものであると評している。
- 77) *PE*, pp. 134-5.
- 78) *PT*, p. 53.
- 79) Neale, *Elizabeth I and her Parliaments*, vol. 1. M. A. R. Graves,

Thomas Norton: The Parliament Man (Oxford, 1994), p. 78及び Graves, 'The Management of the Elizabethan House of Commons', pp. 11-13を参照。

- 80) ケンブリッジの近代史欽定講座担任教授としてエルトンの後を継いだコリンソン (Patrick Collinson) は、このようなニールのエリザベス期議会描写の修正を revisionism あるいは非神話化(demythologizing)と呼ぶ。Collinson, 'Puritans, Men of Business and Elizabethan Parliaments', *PH*, VII, pt. 2 (1988), 187. しかし恩師ニールの凋落ぶりを苦々しく思っていたコリンソンは、1987年12月にロンドン・ユニヴァーシティ・カレッジで行われたニール記録講演での原稿を基にしたこの論文で、暴かれたニール神話の復権(rehabilitation)を試みようとしている。信仰者コリンソンはこの論文で、シュヴァイツァーやブルトマン神学による史的イエス探求 (the quest of the historical Jesus) の終焉宣言後も史的イエスは存続した例を挙げ、ニールのピューリタン運動も (そして、おそらくコリンソン自身の著書 *The Elizabethan Puritan Movement* も) 非神話化の後、復活存続することを主張しているように思われる (revisionism revised)。コリンソンは、ピューリタンと議会の実務家集団 (men of business, functionaries あるいは junior partners と呼ばれる) との区別を曖昧にすることで、ピューリタン運動を救済しようとしているようである。即ち、ピューリタンと実務家集団、延いてはニールとエルトンは、互いに相容れないカテゴリーではないとしている。Collinson, *PH*, VII, 188-92. しかし、論文の最後にある次のようなコメントは、正にエルトンやグレイヴスの見解に対する真正面からの挑戦と考えてよい。'I hope that it is not yet the case that historians of these Parliaments are to be subject to the same sort of inhibitions as those assemblies themselves, forbidden to mention great things but only permitted to speak of the shipping of fish. And let us not be so afraid of the appellation "Whiggish".....' *Ibid.*, p. 207.
- 81) *Reformatio* については、拙稿「ローマ・カノン法とイングランド教会法改革」『専修大学人文科学年報』第26号 (1996), 143-86頁及び Graves, 'The Management of the Elizabethan House of Commons', pp. 12-3を参照せよ。
- 82) このことは、殆どの法令の草案執筆や改正に大きく関与したノートンが、「議会で見ることのなかった法案の多くを執筆した。」と発言していることから明らかである。*Ibid.*, p. 14. この数値は各会期の平均であり、エリザ

ベス期前期1559-1581年に開会された7会期の、一般的及び個別的法律案 (public bill 及び private bill) の総数は885であった。

- 83) *Ibid.* 一般的法律 (案) と個別的法律 (案) の区別はイギリス議会の特色であるが、それぞれを定義することは難しく、これまで多くの歴史家がその試みを回避してきた。殆どの一般的法律は一般的法律案に、個別的法律は個別的法律案に起因するのであるが、例外も無いわけではない。(1607年に議会議長によって、個別的法律案とは、3州だけに影響を及ぼす法案と一応定義されている。) 法案はともかくとして、法令に関しては、区別はそれ程困難ではない。即ち、一般的法律は、各会期の制定法集に、王室御用印刷業者によって印刷されている。他方、法律案に関して言えば、個別的法律案に対しては、法案が両院を通過し制定法となった段階で手数料が科された。*PE*, pp. 43-61 及び Elton, 'The Sessional Printing of Statute, 1484-1547', in *Studies*, III, 92-109.
- 84) M. A. R. Graves, 'The Common Lawyer and the Privy Council's Parliamentary Men-of-Business, 1584-1601', *PH*, VIII, pt. 2 (1989), 189-204. とここで、法律家実務集団と言っても、彼等がニールの「ピューリタン会派」のような一種の党派を作り上げていたわけではないことは、注意しておかねばならない。議会に於ける枢密院メンバーのクライアントに関しては、例えば、レスター伯の事例を研究したアダムスの論文が参考になる。Simon Adams, 'The Dudley Clientele and the House of Commons, 1559-1586', *PH*, VIII, pt. 2 (1989), 216-39.
- 85) Graves, 'The Management of the Elizabethan House of Commons', p. 20.
- 86) ロンドンと議会との特別な関係については、Helen Miller, 'London and Parliament in the Reign of Henry VIII', *Bulletin of the Institute of Historical Research*, XXXV (1962), 128-49を、その他の都市と議会については、Robert Tittler, 'Elizabethan Towns and the "Points of Contact": Parliament', *PH*, VIII, pt. 2 (1989), 275-88を参照。
- 87) I. Archer, 'The London Lobbies in the Later Sixteenth Century', *Historical Journal*, XXXI (1988), 17-44 及び D. Dean, 'Public or Private? London, Leather and Legislation in Elizabethan England', *Ibid.*, 525-48. ロビーの中でも、醸造業者及び樽製造者の同業組合と議会立法の関係に焦点を合わせ分析した労作には、D. Dean, 'London Lobbies and Parliament:

The Case of the Brewers and Coopers in the Parliament of 1593', *PH*, VIII, pt. 2 (1989), 341-65がある。

88) *Ibid.*, pp. 341-9.

89) J. D. Alsop, 'Exchequer Office-Holders in the House of Commons, 1559-1601', *PH*, VIII, pt. 2 (1989), 240-53.